

(案)

5 水管第 号
令和 5 年●月●日

都道府県知事 殿

水産庁資源管理部長

「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の
一部改正について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 15 条の規定に基づく、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる数量をいう。）の融通について、その運用に係る留意事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として令和 2 年 12 月 25 日付けで定めたところであるが、今般、別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙)</p> <p>くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領</p> <p style="text-align: right;">制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号 <u>改正 令和 年 月 日付け 水管第 号</u></p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)(以下「くろまぐろ」と総称する。)の漁獲可能量の当初配分及び配分量(法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。)の融通については、法、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。)、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準(令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知)並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知)及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知)の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。</p> <p>第1～第4(略)</p> <p>第5 配分量の融通の基本的考え方</p> <p>1 配分量の融通の趣旨</p> <p>(1)、(2)(略)</p> <p><u>(3) 令和5年のWC P F C年次会合で合意された措置に基づく係数による令和6</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領</p> <p style="text-align: right;">制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号</p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)(以下「くろまぐろ」と総称する。)の漁獲可能量の当初配分及び配分量(法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。)の融通については、法、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。)、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準(令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知)並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知)及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知)の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。</p> <p>第1～第4(略)</p> <p>第5 配分量の融通の基本的考え方</p> <p>1 配分量の融通の趣旨</p> <p>(1)、(2)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>管理年度の不等量交換は、水産庁資源管理部管理調整課長が不等量交換に係る要望調査を行った場合において、当該調査結果に基づき、同一の都道府県間又は同一の漁業の種類の大管管理区分間で行われるくろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への不等量交換のみとする。この場合において、個々の不等量交換後のくろまぐろ(大型魚)の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ(小型魚)の数量に一定の係数(大臣管理区分は1.2、都道府県は1.4)を乗じた数量とする。なお、WC P F C年次会合で合意された措置に基づく係数から上記の一定の係数を減じた係数を不当量交換を行おうとするくろまぐろ(小型魚)の数量に乗じて計算されるくろまぐろ(大型魚)の数量については、国の留保枠へ繰り入れることとする。</u></p> <p>2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 1(3)の規定に基づく不等量交換について、令和6管理年度において我が国で行える不等量交換の総量は、1,202トン(WC P F Cで定められた我が国のくろまぐろ(小型魚)の漁獲枠の30パーセント(ただし、WC P F Cで合意された交換上限が30パーセント未満の場合は、その率)を上限とする。</u></p> <p><u>(3) 融通後の配分量は、遵守しなければならない。</u></p> <p>第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続</p> <p>1 都道府県水産主務課長に対する要望調査</p> <p>(1)、(2)(略)</p> <p><u>(3) 第5の1(3)の規定に基づく不等量交換について、水産庁資源管理部管理調整課長は、繰越分に係る追加配分の前に、都道府県水産主務課長に対して、別記様式第20号により、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望を聴くものとする。</u></p> <p><u>(4) (3)の要望調査を受けた都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に希望する場合には、別記様式第21号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等(法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において</p>	<p>2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 融通後の配分量は、遵守しなければならない。</u></p> <p>第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続</p> <p>1 都道府県水産主務課長に対する要望調査</p> <p>(1)、(2)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等(法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において</p>
--	---

準用する同条第4項関係)

- (1) 配分量の融通に係る協議が調った場合又は不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を行う場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。
- (2)～(7) (略)

第7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

(1) 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通については、原則として大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第16号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

(2) 第5の1(3)の規定に基づく不等量交換について、水産庁資源管理部管理調整課長は、繰越分に係る追加配分の前に、大臣管理団体に対して、別記様式第20号により、大臣管理漁獲可能量の交換に係る要望を聴くものとする。

(3) (2)の要望調査を受けた大臣管理団体は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第21号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで関係）

(1) 協議結果の報告があった場合又は不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更を行う場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする大臣管理漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。

(2)、(3) (略)

第8～第10 (略)

別記様式第1号～第6号 (略)

準用する同条第4項関係)

- (1) 配分量の融通に係る協議が調った場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。

(2)～(7) (略)

第7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

大臣管理区分間の漁獲可能量の融通については、大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第16号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

(新設)

(新設)

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで関係）

(1) 協議結果の報告があった場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする大臣管理漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。

(2)、(3) (略)

第8～第10 (略)

別記様式第1号～第6号 (略)

別記様式第7号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）の結果

(略)

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）の結果

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを希望する配分量 (トン)	配分量の融通に応じることが可能な配分量 (トン)
小型魚		交換		
		譲受		
		計		

別記様式第7号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）の結果

(略)

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）の結果

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを希望する配分量 (トン)	配分量の融通に応じることが可能な配分量 (トン)
小型魚		交換		
		譲受		
		計		

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを希望する配分量(トン)	配分量の融通に応じることが可能な配分量(トン)
大型魚		交換		
		譲渡		
		計		

※施行上の注意：別紙として別記様式第8号を添付する。

別記様式第8号～第19号(略)

別記様式第20号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への不平等交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望調査

くろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への不平等交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望調査について、当該変更を希望する場合は、希望する変更量を、別紙様式に必要な事項を記載の上、令和 年 月 日()までに提出願います。

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを要望する配分量(トン)	配分量の融通に応じることが可能な配分量(トン)
大型魚		交換		
		譲渡		
		計		

※施行上の注意：別紙として別記様式第8号を添付する。

別記様式第8号～第19号(略)

(新設)

別記様式第21号

(新設)

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への不平等交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望調査に対する回答

年 月 日付けのくろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への不平等交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望調査について、下記のとおり提出します。

記

くろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への不平等交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望

種類	都道府県別漁獲可能量			類型
	変更前	変更量	変更後	
小型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不平等交換
大型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不平等交換

--	--	--	--	--

※くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）に不等量交換する際の係数は、大臣管理区分は1.2倍、都道府県は1.4倍とする。また、係数を乗じた後の数量については、小数点第1位までとし、小数点第2位以下は切り捨てた数量とする。

附 則

この実施要領は、令和 年 月 日から施行する。

(別紙)

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

水産庁資源管理部長通知

制定	令和2年12月25日付け	2水管第1905号
改正	令和3年4月21日付け	3水管第198号
改正	令和3年12月28日付け	3水管第2366号
改正	令和4年4月14日付け	4水管第155号
改正	令和4年12月26日付け	4水管第3008号
改正	令和5年3月22日付け	4水管第3835号
改正	令和 年 月 日付け	水管第 号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。

第1 趣旨

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分については、法、基本方針及び「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に示された方法によって実施されることとなる。

くろまぐろの漁獲可能量の管理については、年によって異なる漁場形成の変動等により生じるそれぞれの管理区分に配分した配分量の過不足が、漁業者及び関係業者に与える影響を緩和することが重要となっている。そのような背景から、平成30年9月に水産政策審議会資源管理分科会の下に置かれた「くろまぐろ部会」で議論され、第5回くろまぐろ部会（平成30年11月1日）で「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」が、第9回くろまぐろ部会（令和3年11月29日）で「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」が取りまとめられ、それぞれ水産政策審議会第92回資源管理分科会（平成30年12月19日）及び同審議会第115回資源管理分科会（令和3年12月14日）において了承されたところである。

新しい漁業法に基づく漁獲可能量の管理に当たっても、この考え方を踏襲し、都道府

県間、大臣管理区分間及び都道府県と大臣管理区分との間で行う配分量の融通に関するルールを整備し、各都道府県内における知事管理区分（漁業種類間、海域間等）を含めた配分量の融通を促進することにより、漁獲可能量の有効活用を図ることとする。

第2 用語の定義

本要領における用語の定義は、法及び基本方針によるほか、次の1から7までのとおりとする。

1 当初配分

法第15条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が、各管理年度の開始日時点のくろまぐろの配分量を定めることをいう。

2 融通

法第15条第6項の規定に基づき、農林水産大臣がくろまぐろの配分量を変更することのうち、①都道府県間、②大臣管理区分間、③都道府県と大臣管理区分との間又は④くろまぐろ（大型魚）とくろまぐろ（小型魚）との間のいずれかにおける配分量の移転をいう。

3 交換

融通のうち、くろまぐろ（大型魚）とくろまぐろ（小型魚）との間で相互に配分量を移転するものをいい、次の2つのタイプがある。

- (1) 等量交換 くろまぐろ（小型魚）の配分量とくろまぐろ（大型魚）の配分量とを同じ配分量で移転するものをいう。
- (2) 不等量交換 くろまぐろ（小型魚）の配分量とくろまぐろ（大型魚）の配分量とを異なる配分量で移転するものをいう。

4 譲渡

融通のうち、配分量を、譲り受けることなく、一方的に譲り渡すものをいう。

5 譲受

融通のうち、配分量を、譲り渡すことなく、一方的に譲り受けるものをいう。

6 協議

融通を希望する①都道府県水産主務課長間、②大臣管理区分に係る漁業者により構成される団体（以下「大臣管理団体」という。）の長間、③都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間で必要に応じて行われる調整をいう。

7 仲介

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長から要請があった場合に、水産庁資源管理部管理調整課長が都道府県水産主務課長及び大臣管理団体の長と行う連絡調整をいう。

第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則

1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2-1関係）

- (1) 第6の1(4)「資源評価に用いるデータの収集への配慮」

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において漁獲上限を適切に定めるためには、資源評価の指標に用いられている特定の漁業について、調査期間中の切れ目のない操業を確保して漁獲データを収集することにより、回復傾向にある資源評価の精度を高め、回復傾向を示すことが重要である。

このため、一部地域のひき縄漁業（加入量の指標算出に使用）に対して、データの精度を担保するために、基本方針第5の2の留保枠から当初配分される配分量に上乗せ配分を行うこととしている。

なお、当該地域の関係都道府県においては、精度の高いデータ収集が可能となるよう、期間別に配分量を分けて管理したり、一部を留保するなど、管理方法を工夫することとし、それでもなお資源の増大等により、配分した配分量ではデータが十分に収集できないと判断された場合には、留保枠から配分量の追加配分を行うものとする。

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）とする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。

知事管理区分の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）とする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、WCPFCで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

(3) 第6の4「都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について」

超過分の差引きにより管理年度の配分量が実質0トンとなる都道府県又は大臣管理区分については、想定外の混獲があった場合に充当するための配分量（以下「混獲管理のための配分量」という。）を与えることとなっている。

令和元年漁期（第5管理期間）以降に超過分が発生した場合は原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。

知事管理区分における過去の管理期間の超過分については、平成28年漁期（第2管理期間）の超過分は都道府県別漁獲可能量の2割を上限に超過分の全量に達するまで毎年差し引くこととし、平成29年漁期（第3管理期間）の超過分は全量を一括で差し引くこととし、差し引けなかった分は翌年度以降に差し引く。差引きにより都道府県別漁獲可能量が実質0トンとなる都道府県について、混獲管理のための配分量を一定量配分する。

なお、瀬戸内海における漁獲による超過分があった場合及び混獲管理のための漁

獲可能量を配分している都道府県（漁獲実績を基準として配分した際に都道府県別漁獲可能量が0トンとなるものに限る。）における漁獲による超過分があった場合については、翌年の漁獲可能量は、その差引きによる都道府県別漁獲可能量の変更は行わない。

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

- ① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲（以下、(4)において「追加配分原資」という。）において、都道府県（管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている都道府県を除く。）に対する追加配分を行うこととする。

令和5年漁期（令和5管理年度）においては、次のアからエまでの方法により配分を行う。

ア. 当初配分において過去の超過分を一括して差引きしたものの、漁獲枠の増枠に伴って令和3管理年度と比較して増加した数量は、管理のために使用したいとの要望があった都道府県（具体的には、北海道の15.0トン）に配分する（ただし、当該配分数量は、過去の超過分として取り扱う。）。

イ. 追加配分原資から上記アによる配分数量を減じた数量の2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、令和4管理年度の当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の比率で都道府県に配分する。

ウ. イで配分した残りの数量のうち、令和4管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の7パーセントを上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、イで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはイで配分した残りの2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トン配分する。

エ. 令和4管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から上記ア～ウによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

- ② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保枠の確保に支障がないと認められる範囲において、留保枠で対応することができることとする。

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙2-2関係）

(1) 第6の1(4)「資源評価に用いるデータの収集への配慮」

漁獲データが資源評価の指標に用いられている特定の漁業について、WCPFCにおいて漁獲上限を適切に定めるためには、資源評価の指標に用いられている特定

の漁業について、調査期間中の切れ目のない操業を確保して漁獲データを収集することにより、回復傾向にある資源評価の精度を高め、回復傾向を示すことが重要である。

令和4管理年度以降は、令和3管理年度までの配分量がWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲実績よりも少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、WCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとしている。それに伴い、親魚資源量の算出に使用しているはえ縄漁業（かつお・まぐろ漁業の一部）についても、WCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲実績の数量以上の配分となっている。

なお、当該漁業においては、精度の高いデータ収集を可能とする観点も踏まえ、漁獲割当てによる管理を実施することとし、それでもなお資源の増大等により、配分した配分量ではデータが十分に収集できないと判断された場合には、留保枠から配分量の追加配分を行うものとする。

(2) 第6の3「漁獲可能量の繰越分について」

管理年度が終了する時点で、それぞれの大管管理区分又は都道府県において、漁獲可能量の配分量に未利用分（管理年度中に他の大管管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も含むものとする。）がある場合には、その管理年度の当初に配分した漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）を上限として、翌管理年度の漁獲可能量の配分量に繰り越すこととなっている。翌管理年度の漁獲可能量の配分量は、管理年度終了後1か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。

ただし、漁獲割当管理区分及び漁獲割当管理区分以外の管理区分の2つが設定されている大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の大管管理区分に関し、それぞれの大管管理漁獲可能量の未利用分の繰越しについては、次の①及び②により行うこととする。

① 大中型まき網漁業

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大管管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及びくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の当初の大管管理漁獲可能量の合計の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率。以下「繰越上限の特例の数量」という）とする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度においてくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）からくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大管管理漁獲可能量に追加配分された数量（以下「前管理年度繰り入れ数量」という。）は、くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の大管管理漁獲可能量に追加配分することとする（当該繰越数量が前

管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量で、前管理年度繰り入れ数量が前管理年度の繰越上限の特例の数量を超える場合は当該繰越上限の特例の数量でもって追加配分をする。)

② かつお・まぐろ漁業

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の管理区分では、地域によりくろまぐろの盛漁期が異なるため、管理年度の途中で各船に繰越数量を追加配分すると地域による有利不利が発生する。また、毎年1月から大臣管理区分の管理年度開始以降、漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の移転が断続的に行われることから、追加配分によって管理年度中に年次漁獲割当量を変更することは混乱を招くこととなる。このため、当該管理区分の未利用分については、当初配分の10パーセント（ただし、WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合は、その率）を上限として、当該未利用分が発生した管理年度の翌々管理年度のくろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の当初配分へ上乗せして配分することとする。

それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、その当該未利用分から上記の繰越分を除いた残量が発生する場合には、当該残量は、WCPFCで合意された繰越率の下で許容される範囲内で国の留保枠に繰り入れるものとする。

(3) 第6の4「都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について」

超過分の差引きにより管理年度の配分量が実質0トンとなる管理区分については、混獲管理のための配分量を一定量配分するものとする。

令和元年漁期（第5管理期間）以降に超過分が発生した場合は原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。

なお、瀬戸内海における漁獲による超過分があった場合及び管理上の観点から1.0トンの都道府県別漁獲可能量が配分されている都道府県における漁獲による超過分があった場合については、翌年の漁獲可能量は、その差引きによる都道府県別漁獲可能量の変更は行わない。

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲（以下、(4)において「追加配分原資」という。）において、都道府県に対して、優先して配分を行う。

令和5年漁期（令和5管理年度）においては、次のアからエまでの方法により配分を行う。

ア. 都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、各都道府県の平成27年度から令和3年度までの漁獲量の最大実績の一定割合（注：実際の追加配分原資の数量に応じて要調整）の数量と令和5管理年度の当初配分量との差の数量を配分する。

イ. 都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）

て)を、各都道府県の平成 27 年度から令和 3 年度までの漁獲量の最大実績の比率で配分する。

ウ. 上記ア及びイで配分した残りの数量のうち、令和 4 管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量(過去の超過数量の差引き分等を除く。)の 7 パーセントを上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、ア及びイで配分した残りの 2 分の 1 の数量を超える場合にはア及びイで配分した残りの 2 分の 1 の数量(小数第 2 位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が 0 トンとなる場合には 0.1 トンを配分する。

エ. 令和 4 管理年度の配分量の消化率が 8 割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から、上記ア～ウによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

- ② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保枠の確保に支障がないと認められる範囲において、留保枠で対応することができることとする。

第 4 都道府県別漁獲可能量の当初配分の手続

1 都道府県知事に対する意見照会(法第 15 条第 4 項関係)

- (1) 法第 15 条第 4 項の規定により管理年度の都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣は、基本方針及び第 2 の定めるところに即して、原案を作成し、都道府県知事に対して、当該管理年度の開始前に 1 回(12 月)、別記様式第 1 号により、都道府県別漁獲可能量に関する意見を聴くものとする。
- (2) (1)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第 2 号により、同意する旨の回答を行う。
- (3) (1)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見提出する場合にあっては、別記様式第 3 号により、意見を提出する。

2 当初配分の決定、公表及び通知等(法第 15 条第 1 項及び第 3 項から第 6 項まで並びに法第 16 条第 4 項関係)

- (1) 1(2)及び(3)の規定に基づき提出のあった都道府県知事の回答又は意見を踏まえて、法第 15 条第 3 項の規定により、都道府県漁獲可能量の案を水産政策審議会に諮問し、その答申を受けて農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めるものとする。
- (2) 都道府県別漁獲可能量を定めたときは、農林水産大臣は、法第 15 条第 4 項の規定により、都道府県知事に対して、別記様式第 4 号により、通知する。
- (3) (2)により定めた都道府県別漁獲可能量については、法第 15 条第 5 項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。

- (4) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、(3)の公表後、法第16条第4項の規定に基づき、遅滞なく都道府県の告示（以下「都道府県告示」という。）において公表するものとする。

第5 配分量の融通の基本的考え方

1 配分量の融通の趣旨

- (1) 融通を行う場合には、漁獲可能量を交換し、譲渡し、又は譲受する当事者となる都道府県又は大臣管理団体の事前の合意を前提とし、等量交換、不等量交換、譲渡及び譲受のいずれも行えるものとする。なお、交換の場合には、当該管理年度と翌年の管理年度との間の交換も可能とする。
- (2) 他の都道府県等に融通を行うことで配分量が減少した後、突発的な来遊により当該減少後の配分量を超過するリスクが生じた場合には、国の留保を放出して対応する。
- (3) 令和5年のWCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数による令和6管理年度の不等量交換は、水産庁資源管理部管理調整課長が不等量交換に係る要望調査を行った場合において、当該調査結果に基づき、同一の都道府県間又は同一の漁業の種類の大管管理区分間で行われるくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換のみとする。この場合において、個々の不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量に一定の係数（大臣管理区分は1.2、都道府県は1.4）を乗じた数量とする。なお、WCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数から上記の一定の係数を減じた係数を不当量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量に乗じて計算されるくろまぐろ（大型魚）の数量については、国の留保枠へ繰り入れることとする。

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

- (1) 漁獲可能量の融通を行うことができる配分量は、「各管理年度における都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量から、当該管理年度における融通を行う時点までの当該都道府県又は大臣管理区分の漁獲量を差し引いた配分量」を上限とする。ただし、譲受される場合はこの限りではない。
- (2) 1(3)の規定に基づく不等量交換について、令和6管理年度において我が国で行える不等量交換の総量は、1,202トン（WCPFCで定められた我が国のくろまぐろ（小型魚）の漁獲枠の30パーセント（ただし、WCPFCで合意された交換上限が30パーセント未満の場合は、その率））を上限とする。
- (3) 融通後の配分量は、遵守しなければならない。

第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続

1 都道府県水産主務課長に対する要望調査

- (1) 水産庁資源管理部管理調整課長は、都道府県水産主務課長に対して、9月及び翌

年1月に、別記様式第5号により、都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望を聴くものとする。

- (2) (1)の要望調査を受けた都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、配分量の交換若しくは譲受を希望する場合又は配分量の譲渡が可能な場合には、別記様式第6号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。
- (3) 第5の1(3)の規定に基づく不等量交換について、水産庁資源管理部管理調整課長は、繰越分に係る追加配分の前に、都道府県水産主務課長に対して、別記様式第20号により、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望を聴くものとする。
- (4) (3)の要望調査を受けた都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第21号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

2 配分量の融通に関する要望調査の結果の通知、協議及び協議の仲介

- (1) 水産庁資源管理部管理調整課長は、1(2)の規定により提出のあった都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望を取りまとめ、別記様式第7号により、速やかに配分量の交換若しくは譲受を希望する都道府県水産主務課長又は配分量の譲渡が可能な都道府県水産主務課長に対して、要望調査の結果を通知することとする。
- (2) (1)の通知を受けた都道府県水産主務課長は、原則として当該都道府県水産主務課長の間で融通の協議を行うこととする。
- (3) 都道府県水産主務課長間で配分量の融通の協議が調った場合には、当該都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第8号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。
- (4) 都道府県水産主務課長は、必要に応じて、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第9号により、融通の協議の仲介を要請することができるものとする。
- (5) 都道府県水産主務課長から提出された譲受要望について水産庁資源管理部管理調整課長が融通の仲介を行う場合において、都道府県水産主務課長が要望することができる数量は、25トンに都道府県の前管理年度終了時点における都道府県別漁獲可能量に対する漁獲実績の割合（以下「消化率」という。）を乗じた数量を上限とする。また、都道府県の前管理年度終了時における消化率が4割未満の場合は、10トンを上限とする。
- (6) 水産庁資源管理部管理調整課長が都道府県水産主務課長からの譲受要望を仲介する場合において、管理年度開始（1月1日）から9月末日までの期間においては、要望提出時における消化率が4割以上の都道府県について協議の仲介を行うこととし、その他の期間（10月1日から翌年3月末日まで）においては、都道府県の消化率にかかわらず協議の仲介を行うものとする。
- (7) 水産庁資源管理部管理調整課長が都道府県水産主務課長間における融通の協議を仲介した場合には、水産庁資源管理部管理調整課長は、関係する都道府県水産主務

課長に対して、別記様式第 10 号により、速やかに当該仲介の結果を通知するものとし、当該結果をもって協議が終了したとみなすものとする。

- (8) 1 の意見照会を経ずに、都道府県水産主務課長間において配分量の融通の協議が調った場合には、都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第 11 号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。
- (9) 各管理年度における配分量の融通については、都道府県水産主務課長は、各管理年度終了の 15 日前までに配分量の融通の協議を終え、かつ、(3)又は(8)の報告をしなければならない。

3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等（法第 15 条第 6 項及び同項において準用する同条第 3 項から第 5 項まで並びに法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項関係）

- (1) 配分量の融通に係る協議が調った場合又は不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を行う場合には、農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。
- (2) 都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、関係する都道府県知事に対して、別記様式第 12 号により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする。
- (3) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第 13 号により、同意する旨の回答を行う。
- (4) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見~~を~~提出する場合にあっては、別記様式第 14 号により、意見を提出する。
- (5) 農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項に基づき都道府県別漁獲可能量を変更した後、同項において準用する同条第 4 項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第 15 号により、通知する。
- (6) 変更した都道府県別漁獲可能量については、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。
- (7) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、遅滞なく都道府県告示において公表するものとする。

第 7 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

- (1) 大臣管理区分間の漁獲可能量の融通については、原則として大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理

団体の長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第 16 号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。

- (2) 第 5 の 1 (3) の規定に基づく不等量交換について、水産庁資源管理部管理調整課長は、繰越分に係る追加配分の前に、大臣管理団体に対して、別記様式第 20 号により、大臣管理漁獲可能量の交換に係る要望を聴くものとする。
- (3) (2) の要望調査を受けた大臣管理団体は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第 21 号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第 15 条第 6 項及び同項において準用する同条第 3 項から第 5 項まで関係）

- (1) 協議結果の報告があった場合又は不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更を行う場合には、農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする大臣管理漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。
- (2) 農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項に基づき大臣管理漁獲可能量を変更した後、関係する大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第 17 号により、通知する。
- (3) 変更した大臣管理漁獲可能量については、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表する。

第 8 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通の手続

1 配分量の融通の協議及び仲介

- (1) 水産庁資源管理部管理調整課長は、第 6 の 2 (4) の規定により、都道府県水産主務課長から要請があった場合又は別記様式 9 号により、大臣管理団体の長から要請があった場合において、都道府県水産主務課長と大臣管理との間における配分量の融通の協議を仲介することとする。
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課長が都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間における配分量の融通の協議を仲介する場合には、水産庁資源管理部管理調整課長は、都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長に対して、別記様式第 18 号により、都道府県又は大臣管理区分が要望する数量を通知するものとする。
- (3) (2) の通知を受けた都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部管理調整課長に対して、別記様式第 19 号により、都道府県又は大臣管理区分からの要望に対応可能な数量について報告するものとする。
- (4) 水産庁資源管理部管理調整課長が都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間における配分量の融通の協議を仲介した場合には、水産庁資源管理部管理調整課

長は、関係する都道府県水産主務課長及び大臣管理団体の長に対して、別記様式第 10 号により、速やかに当該仲介の結果を通知するものとし、当該結果をもって協議が終了したとみなすものとする。

2 漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等（法第 15 条第 6 項及び同項において準用する同条第 3 項から第 5 項まで並びに法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項関係）

- (1) 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通に関する協議が調った場合には、農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする大臣管理漁獲可能量及び都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。
- (2) 漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、関係する都道府県知事に対して、別記様式第 12 号により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする。
- (3) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第 13 号により、同意する旨の回答を行う。
- (4) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見を提出する場合にあっては、都道府県知事は別記様式第 14 号により、意見を提出する。
- (5) 農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第 15 号により通知するとともに、当該大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第 17 号により通知するものとする。
- (6) 変更した配分量については、法第 15 条第 6 項に基づき漁獲可能量を変更した後、同項において準用する同条第 5 項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。
- (7) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、遅滞なく都道府県告示において公表するものとする。

3 留保枠を用いた調整

大臣管理区分からの融通可能量に一定量を加えることで融通が調うときであって、その量が留保枠の確保に支障がないと認められる場合には、留保枠と都道府県別漁獲可能量との間での配分量の交換を行うことができることとする。

この場合における都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知は、第 6 の 3 の規定により行うものとする。

第 9 配分量の交換又は譲渡により配分量が減少した管理区分において、配分量を超過した場合の措置

配分量の交換又は譲渡が行われた大臣管理区分又は都道府県においては、これにより

配分量が減少することとなったとしても、当該交換又は譲渡後の配分量を遵守することが基本である。

しかしながら、配分量の交換又は譲渡が行われた大臣管理区分又は都道府県が、突発的な来遊により予期しない漁獲が積み上がるなどやむを得ない事情により、減少後の配分量を超過した場合には、留保枠の残りの数量を考慮した上で、当該交換又は譲渡が行われた配分量を上限として、留保枠から当該大臣管理区分又は都道府県に対して配分量の追加配分を行うことができることとする。

この場合における配分量の変更の決定、公表及び通知については、第6の3又は第7の2の規定により行うものとする。

第10 配分量の融通が行われた場合の翌年の管理年度の当初配分

配分量の融通が行われた管理年度の、翌年の管理年度以降の漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への当初配分は、当該配分量の融通後の配分量を考慮したものとして、従前の配分基準に従うものとする。

附 則（令和2年12月25日付け2水管第1905号）

（施行期日）

- 1 この実施要領は、基本方針別紙2-1及び別紙2-2の管理年度の開始の日（大臣管理区分にあっては令和3年1月1日、知事管理区分にあっては令和3年4月1日）から施行する。

（くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領の廃止）

- 2 くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領（平成31年3月25日付け30水管第2795号水産庁資源管理部長通知）は、廃止する。

（くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領の廃止に伴う経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前のくろまぐろの配分量の融通に関する実施要領第1から第10までの規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年4月21日付け3水管第198号）

この実施要領は、令和3年4月21日から施行する。

附 則（令和3年12月28日付け3水管第2366号）

この実施要領は、令和3年12月28日から施行する。

附 則（令和4年4月14日付け4水管第155号）

この実施要領は、令和4年4月14日から施行する。

附 則（令和4年12月26日付け4水管第3008号）

この実施要領は、令和4年12月26日から施行する。

附 則（令和5年3月22日付け4水管第3835号）

この実施要領は、令和5年3月22日から施行する。

附 則（令和 年 月 日付け 水管第 号）

この実施要領は、令和 年 月 日から施行する。

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部管理調整課長

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う都道府
県別漁獲可能量の変更に係る要望調査

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う都道府県別漁獲
可能量の変更に係る要望調査について、当該変更を希望する場合は、希望する変更量を、
別紙様式に必要な事項を記載の上、令和 年 月 日（ ）までに提出願います。

別記様式第 21 号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部管理調整課長 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う都道府
県別漁獲可能量の変更に係る要望調査に対する回答

年 月 日付けのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に
伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望調査について、下記のとおり提出します。

記

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う都道府県別漁
獲可能量の変更の要望

種類	都道府県別漁獲可能量			類型
	変更前	変更量	変更後	
小型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換
大型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換

※くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）に不等量交換する際の係数は、大臣管理区分は 1.2 倍、都道府県は 1.4 倍とする。また、係数を乗じた後の数量については、小数点第 1 位までとし、小数点第 2 位以下は切り捨てた数量とする。

(案)

5水管第 号
令和5年●月●日

都道府県知事 殿

水産庁長官

「大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」の
一部改正について

大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）について、今般、別紙のとおり一部を改正したので、御了知いただくとともに、貴管轄下大臣許可漁業者等へ御周知願いたい。

大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い</p> <p>第1 大臣管理区分における漁獲割当てによる漁獲量の管理の運用（法第17条から第29条まで関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 年次漁獲割当量の設定</p> <p>法第19条第1項の規定により年次漁獲割当量を設定したときは、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、資源管理基本方針に定める日までに別記様式第7号の年次漁獲割当量設定通知書により当該年次漁獲割当量の設定を受けた者（以下「年次漁獲割当量設定者」という。）に対して当該年次漁獲割当量を通知する。</p> <p><u>また、当該年次漁獲割当量を設定した後に、大臣管理漁獲可能量の変更により当該大臣漁獲可能量が増加した場合には、当該変更と同日付で法第19条第1項の規定により、年次漁獲割当量の追加設定を行い、別記様式第7-2号の年次漁獲割当量設定通知書（追加設定）により、年次漁獲割当量設定者に対して当該追加設定した数量を通知する。</u></p> <p><u>なお、追加で設定する年次漁獲割当量は、変更後の大臣管理漁獲可能量と変更前の大臣管理漁獲可能量の差分に、大臣管理漁獲可能量の変更時点において当該年次漁獲割当量設定者が設定を受けた漁獲割当割合を乗じて得た数量とする。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 年次漁獲割当量の控除</p> <p><u>(1) 法第28条の規定により年次漁獲割当量を控除する処分をしようとするときは、あらかじめ別記様式第21-1号の年次漁獲割当量控除に関する聴聞通知書により当該年次漁獲割当量設定者に対して処分理由を通知し、行政手続法の規定により聴聞を行う。</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い</p> <p>第1 大臣管理区分における漁獲割当てによる漁獲量の管理の運用（法第17条から第29条まで関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 年次漁獲割当量の設定</p> <p>法第19条第1項の規定により年次漁獲割当量を設定したときは、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、資源管理基本方針に定める日までに別記様式第7号の年次漁獲割当量設定通知書により当該年次漁獲割当量の設定を受けた者（以下「年次漁獲割当量設定者」という。）に対して当該年次漁獲割当量を通知する。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 年次漁獲割当量の控除</p> <p><u>法第28条の規定により年次漁獲割当量の控除をしたときは、規則第17条第2項の規定により遅滞なく別記様式第21号の年次漁獲割当量控除通知書により当該漁獲割当割合設定者に対してその内容を通知する。</u></p>
<p><u>(2) 当該聴聞の結果、</u></p> <p><u>ア 年次漁獲割当量を控除する処分を行ったときは、規則第17条第2項の規定により遅滞なく別記様式第21-2号の年次漁獲割当量控除通知書により、</u></p> <p><u>イ 年次漁獲割当量を控除する処分を行わなかったときは、遅滞なく別記様式第21-3号の年次漁獲割当量控除に関する聴聞の結果の通知書より、それぞれ、当該年次漁獲割当量設定者に対してその内容を通知する。</u></p> <p>8～10 (略)</p> <p>11 住所、氏名又は名称等の変更の届出</p> <p><u>(1) 漁獲割当管理原簿に記載された漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者の氏名又は名称、許可番号、漁船登録番号及び船舶の名称に変更が生じた場合、当該漁獲割当割合設定者は、別記様式第25号の変更届出書により、農林水産大臣に対して、遅滞なく届け出るものとする。</u></p> <p><u>(2) 漁獲割当割合設定通知書若しくは年次漁獲割当量設定通知書、漁獲割当割合設定（一部）通知書、漁獲割当割合移転認可通知書若しくは年次漁獲割当量移転認可通知書、又は漁獲割当割合移転認可（一部）通知書若しくは年次漁獲割当量移転認可（一部）通知書に記載された漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者の住所、使用する船舶の総トン数に変更が生じた場合、当該者は、別記様式第25号の届出書により農林水産大臣に対して、遅滞なく届け出るものとする。</u></p> <p><u>(3) (1)による届出を受けた場合には、当該届出に係る情報を、遅滞なく9の漁獲割当管理原簿に反映する。</u></p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 協定の認定、協定への参加のあっせん等（法第124条から第127条まで関係）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止（法第124条及び第125条関係）</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>8～10 (略)</p> <p>11 住所、氏名又は名称の変更の届出</p> <p><u>(1) 漁獲割当割合設定通知書、漁獲割当割合設定（一部）通知書、漁獲割当割合移転認可通知書及び漁獲割当割合移転認可（一部）通知書に記載された漁獲割当割合設定者の住所、氏名又は名称に変更が生じた漁獲割当割合設定者は、農林水産大臣に対して、遅滞なく届け出るものとする。</u></p> <p><u>(2) 年次漁獲割当量設定通知書、年次漁獲割当量移転認可通知書及び年次漁獲割当量移転認可（一部）通知書に記載された年次漁獲割当量設定者の住所、氏名又は名称に変更が生じた漁獲割当割合設定者は、農林水産大臣に対して、遅滞なく届け出るものとする。</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)による届出は、別記様式第25号の漁獲割当割合及び年次漁獲割当量に関する住所、氏名又は名称の変更届出書により、行うものとする。</u></p> <p><u>(4) (1)及び(2)による届出を受けた場合には、当該届出に係る情報を、遅滞なく9の漁獲割当管理原簿に反映する。</u></p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 協定の認定、協定への参加のあっせん等（法第124条から第127条まで関係）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止（法第124条及び第125条関係）</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

- (3) 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止に関する手続（法第124条第1項及び第125条第2項、令第10条及び規則第35条関係）
ア 協定の認定申請手続（法第124条第1項及び規則第35条第1項関係）
(7) 法第124条第1項の規定により同項の認定を受けようとする漁業者は、農林水産大臣に対して、別記様式第30号の協定認定申請書により、当該協定の認定の申請をするものとする。

(イ) (略)

イ～オ (略)

4～6 (略)

第5～第6 (略)

第7 その他

大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱いの細部事項については、資源管理部長から別途通知させることとする。

附 則（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）
（施行期日）

- この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用についての廃止）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について（平成8年7月20日付け8水漁第2292号水産庁長官通知）は、廃止する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について等の廃止に伴う経過措置）
- 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について第1から第5まで及び第7の規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

- (3) 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止に関する手続（法第124条第1項及び第125条第2項、令第10条及び規則第35条関係）
ア 協定の認定申請手続（法第124条第1項及び規則第35条第1項関係）
(7) 法第124条第1項の規定により同項の認定を受けようとする漁業者は、農林水産大臣に対して、別記様式第30号の協定認定申請書により、当該協定の認定の申請をするものとする。この場合において、規則第35条第1項第3号の「その他参考となるべき事項」とは、協定の参加者の名簿（リスト形式のものに限る。）その他農林水産大臣が必要と認める事項とする。

(イ) (略)

イ～オ (略)

4～6 (略)

第5～第6 (略)

第7 その他

大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱いの細部事項については、資源管理部長から別途通知させることとする。

附 則（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）
（施行期日）

- この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用についての廃止）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について（平成8年7月20日付け8水漁第2292号水産庁長官通知）は、廃止する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について等の廃止に伴う経過措置）
- 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について第1から第5まで及び第7の規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年4月1日付け3水管第3400号水産庁長官通知）
（施行期日）

- この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年●月●日付け●水管第●●●●号水産庁長官通知）
（施行期日）

この通知は、令和5年●月●日から施行する。

(別記第1)～(別記第4) (略)

(別記第5)

○資源管理協定の例（特定水産資源）
（●地域における）<特定水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

協定締結日 令和○年○月○日
協定認定日 令和○年○月○日
（協定変更認定日 令和○年○月○日）

第1条～第10条 (略)

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和○年●月●日から令和○年●月●日まで）とする。

第12条～第15条 (略)

(別記第6)

○資源管理協定の例（特定水産資源以外の水産資源）
（○○地域における）<水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

附 則（令和4年4月1日付け3水管第3400号水産庁長官通知）
（施行期日）

- この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別記第1)～(別記第4) (略)

(別記第5)

○資源管理協定の例（特定水産資源）
（●地域における）<特定水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

協定発効日 令和○年○月○日
（協定変更日 令和○年○月○日）

第1条～第10条 (略)

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和○年●月●日から令和○年●月●日まで）とする。

第12条～第15条 (略)

(別記第6)

○資源管理協定の例（特定水産資源以外の水産資源）
（○○地域における）<水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

協定締結日 令和〇年〇月〇日
協定認定日 令和〇年〇月〇日
(協定変更認定日 令和〇年〇月〇日)

協定発効日 令和〇年〇月〇日
(協定変更日 令和〇年〇月〇日)

第1条～第10条 (略)

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）とする。

第12条～第15条 (略)

(以上)

別記様式第1号～別記様式第6号 (略)

別記様式第7-1号 (略)

別記様式第7-2号

番 号
年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇管理年度年次漁獲割当量設定通知書 (追加設定)

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）〇〇の規定に基づき、〇〇により、〇〇管理年度の<特定水産資源><管理区分>の大臣管理漁獲可能量に変更があったので、漁業法（昭和24年法律第267号）第19条第1項の規定に基づき、〇〇管理年度年次漁獲割当量の追加分を下記のとおり設定することとしたので通知する。

第1条～第10条 (略)

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）とする。

第12条～第15条 (略)

(以上)

別記様式第1号～別記様式第6号 (略)

別記様式第7号 (略)

(新設)

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 年次漁獲割当量の追加設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
<特定水産資源> (<管理区分>)

2 年次漁獲割当量の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

※年次漁獲割当量の有効期間の開始日は、本通知の施行日とする。

3 追加設定をした年次漁獲割当量及び追加設定をした船舶等の概要

漁船名 (許可番号、総トン数)	追加分の 年次漁獲割当量	年次漁獲割当量の 合計値 (注)
A丸 (T 〇〇〇,379トン)	15トン	315トン

(注) <番号>で通知した年次漁獲割当量と今回追加した年次漁獲割当量との合計値。当該数量が〇〇管理年度において採捕できる数量となる。ただし、〇〇管理年度において、今回の追加設定までに設定を受けた年次漁獲割当量を超えて当該特定水産資源の採捕をしていた事実がある場合、当該事実は漁業法第25条第2項違反であることに変わりない。

※ 法第28条の規定に基づき、年次漁獲割当量を控除する旨の通知をしたときは、控除後の数量を年次漁獲割当量合計値とする。

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。また、この処分に対し取消しを求め

る訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

別記様式第8号～別記様式第20号（略）

別記様式第21-1号（法第28条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年次漁獲割当量控除に関する聴聞通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした年次漁獲割当量については、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第28条の規定により年次漁獲割当量を削減する予定である。

ついで、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき聴聞を行うので、同法第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

なお、正当な理由なく、聴聞の期日に出頭せず、陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出もない場合には、同法第23条第1項の規定に基づき、改めて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することとなるので、承知されたい。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

別記様式第8号～別記様式第20号（略）

（新設）

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

(1) 予定される不利益処分の内容

年 月 日付け（文書番号）で設定をした年次漁獲割当量の控除

(2) 根拠となる法令の条項

法第28条

2 不利益処分の原因となる事実

（具体的事実を記載）

3 聴聞の期日及び場所

期 日： 年 月 日（ ）

場 所：（住所を記載）

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

（組織の名称及び所在地を記載）

5 陳述書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

① 送付先：

② 担当者：

③ 連絡先：

(2) 提出期限

年 月 日（ ）まで

6 教示事項

行政手続法第15条第2項の規定による教示

① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

※ 陳述書には、提出する者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに陳述書に係る事案について意見を記載する。

② 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の関

覧を求めることができる。

※ この閲覧を請求するときは、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出すること。

ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合には、口頭ですることができる。

7 留意事項

① (聴聞に関する事務を所掌する組織名を記載)に出頭する場合は、あらかじめその日時を担当と打ち合わせること。

② 代理人を出頭させる場合には、代理人の資格を書面(委任状等)で証明し、同人に持参させること。

(備考)

1 聴聞の期日は、施行日の10日後とする。ただし、10日後が土日祝となる場合には、その直後の平日とする。

2 陳述書の提出期限は、施行日の10日後とする。郵送により提出する場合には、同日までに到着するものとする。

別記様式第21-2号(法第28条関係) (略)

別記様式第21-3号(法第28条関係)

番号

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年次漁獲割当量控除に関する聴聞の結果の通知書

年 月 日付け(文書番号)で設定をした年次漁獲割当量については、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定により聴聞を行った結果、漁業法(昭和24年法律第267号)第28条の規定に基づく年次漁獲割当量の控除は行わないこととしたので通知する。

別記様式第21号(法第28条関係) (略)

(新設)

年 月 日

農林水産大臣 名

別記様式第25号

漁獲割当割合及び年次漁獲割当量に関する住所、氏名又は名称等の変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け(文書番号)で設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量に係る事項について、下記のとおり、変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

変更事項	変更前	変更後

(備考)

申請書には住所、氏名又は名称等の変更の事実を証する書面を添付しなければならない。

別記様式第25号

漁獲割当割合及び年次漁獲割当量に関する住所、氏名又は名称の変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け(文書番号)で設定を受けた漁獲割当割合について、下記のとおり、変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更前の住所、氏名又は名称

(1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

2 変更後の住所、氏名又は名称

(1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(備考)

申請書には住所、氏名又は名称の変更の事実を証する書面を添付しなければならない。

(別紙)

大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い

第1 大臣管理区分における漁獲割当てによる漁獲量の管理の運用（法第17条から第29条まで関係）

1 漁獲割当割合の設定

(1) 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により当該漁獲割当割合の設定を受けようとする者（以下1において「申請者」という。）は、農林水産大臣に対して、船舶等ごとに、別記様式第1号の漁獲割当割合設定申請書により、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）において定められた期限までに設定の申請をするものとする。

また、その際に下記2の年次漁獲割当量の設定について、漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により電子メールによる通知の希望の有無を明らかにするとともに、希望する場合の連絡先を記載させるようにするものとする。

(2) (1)の漁獲割当割合の設定の申請について、

ア 当該申請において求められたとおりの漁獲割当割合の設定を行ったときは、別記様式第2号の漁獲割当割合設定通知書により、

イ 当該申請において求められた漁獲割当割合のうち、一部の漁獲割当割合については設定を行い、その他の部分については設定を行わなかったときは、別記様式第3号の漁獲割当割合設定（一部）通知書により、

当該漁獲割当割合の設定を受けた者（以下「漁獲割当割合設定者」という。）に対して、それぞれ、当該漁獲割当割合の設定を通知する。なお、法第17条第4項の規定により漁獲割当割合の設定を同項の有資格者に限定した場合にあっては、当該漁獲割当割合の設定は当該有資格者に限定されることとなる。

(3) (1)の漁獲割当割合の設定の申請について、法第17条第3項又は第4項の規定により漁獲割当割合の設定を行わないときは、遅滞なく別記様式第4号の漁獲割当割合設定拒否通知書により当該申請者に対して通知する。

(4) (1)の漁獲割当割合の設定の申請について、法第18条第1項及び別記第1の漁業法第18条第1項の規定に基づき農林水産大臣が漁獲割当割合の設定を行わない場合等についての判断基準（以下「別記第1の判断基準」という。）の規定により漁獲割当割合の設定を行わないときは、同条第2項の規定によりあらかじめ別記様式第5号の漁獲割当割合設定を行わないことに関する意見聴取通知書により当該申請者に対して設定を行わない理由を通知し、同項の規定により公開による意見の聴取を行う。意見の聴取をした結果、設定を行わないこととしたときは、遅滞なく別記様式第6号の漁獲割当割合設定拒否通知書により当該申請者に対して通知する。なお、当該申請において求められたとおりの漁獲割当割合の設定を行ったとき、又は当該申請において求められた漁獲割当割合のうち、一部の漁獲割当割合については設定を行い、その他の部分については設定を行わなかったときは、(2)の例により漁獲割当割合設定者に対して通知する。

2 年次漁獲割当量の設定

法第 19 条第 1 項の規定により年次漁獲割当量を設定したときは、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、資源管理基本方針に定める日までに別記様式第 7 号の年次漁獲割当量設定通知書により当該年次漁獲割当量の設定を受けた者（以下「年次漁獲割当量設定者」という。）に対して当該年次漁獲割当量を通知する。

また、当該年次漁獲割当量を設定した後に、大臣管理漁獲可能量の変更により当該大臣漁獲可能量が増加した場合には、当該変更と同日付けで法第 19 条第 1 項の規定により、年次漁獲割当量の追加設定を行い、別記様式第 7-2 号の年次漁獲割当量設定通知書（追加設定）により、年次漁獲割当量設定者に対して当該追加設定した数量を通知する。

なお、追加で設定する年次漁獲割当量は、変更後の大臣管理漁獲可能量と変更前の大臣管理漁獲可能量の差分に、大臣管理漁獲可能量の変更時点において当該年次漁獲割当量設定者が設定を受けた漁獲割当割合を乗じて得た数量とする。

3 漁獲割当割合の移転

(1) 法第 21 条第 1 項の規定により漁獲割当割合の移転を受けようとする者（以下 3 において「申請者」という。）は、農林水産大臣に対して、漁獲割当割合の設定を受けた船舶等ごとに、別記様式第 8 号の漁獲割当割合移転認可申請書により、移転の認可の申請をするものとする。この場合において、当該申請は、規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、漁獲割当割合の移転をしようとする者と共同して（(2) 及び(3)において「共同申請者」と総称する。）行う必要があることに留意されたい。

(2) 農林水産大臣は、(1)の漁獲割当割合の移転の認可の申請について、当該申請において求められたとおりの漁獲割当割合の移転を認可したときは、遅滞なく別記様式第 9 号の漁獲割当割合移転認可通知書により、当該共同申請者に対して通知する。

(3) 農林水産大臣は、(1)の漁獲割当割合の移転の認可の申請について、

ア 当該申請において求められた漁獲割当割合のうち、一部の漁獲割当割合の移転については認可し、その他の部分については法第 21 条第 1 項の規定により認可しなかったとき（当該申請者が複数の船舶等について漁獲割当割合の設定を受けている場合であって、当該船舶等の中で漁獲割当割合の移転をする場合に限る。）は、遅滞なく別記様式第 10 号の漁獲割当割合移転認可（一部）通知書により、

イ 法第 21 条第 1 項又は第 2 項及び別記第 1 の判断基準の規定により漁獲割当割合の移転を認可しないときは、遅滞なく別記様式第 11 号の漁獲割当割合移転不認可通知書により、

それぞれ、当該共同申請者に対して通知する。

4 年次漁獲割当量の移転

(1) 法第 22 条第 1 項の規定により年次漁獲割当量の移転を受けようとする者（以下 4 において「申請者」という。）は、農林水産大臣に対して、漁獲割当割合の設定を受けた船舶等ごとに、別記様式第 12 号の年次漁獲割当量移転認可申請書により、移転の認可の申請をするものとする。この場合において、当該申請は、規則第 13 条において準用する規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、年次漁獲割当量の移転をしよう

とする者と共同して（(2)及び(3)において両者を「共同申請者」と総称する。）行う必要があることに留意されたい。

- (2) (1)の年次漁獲割当量の移転の認可の申請について、当該申請において求められたとおりの年次漁獲割当量の移転を認可したときは、遅滞なく別記様式第13号の年次漁獲割当量移転認可通知書により、当該共同申請者に対して通知する。
- (3) (1)の年次漁獲割当量の移転の認可の申請について、
 - ア 当該申請において求められた年次漁獲割当量のうち、一部の年次漁獲割当量の移転については認可し、その他の部分については法第22条第1項又は第2項第2号の規定により認可しなかったときは、遅滞なく別記様式第14号の年次漁獲割当量移転認可（一部）通知書により、
 - イ 法第22条第1項又は第2項及び別記第1の判断基準の規定により年次漁獲割当量の移転を認可しないときは、遅滞なく別記様式第15号の年次漁獲割当量移転不認可通知書により、それぞれ、当該共同申請者に対して通知する。

5 漁獲割当割合又は年次漁獲割当量の承継

(1) 漁獲割当割合の承継

法第21条第3項の規定により漁獲割当割合設定者の地位を承継した者は、農林水産大臣に対して、同項第4項の規定により承継の日から2か月以内に別記様式第16号の漁獲割当割合承継届出書により、届け出るものとする。

(2) 年次漁獲割当量の承継

法第22条第3項の規定により年次漁獲割当量設定者の地位を承継した者は、農林水産大臣に対して、同項第4項の規定により承継の日から2か月以内に別記様式第17号の年次漁獲割当量承継届出書により、届け出るものとする。

6 適格性の喪失等による取消し

- (1) 法第23条第1項又は第2項及び別記第1の判断基準の規定により漁獲割当割合設定者が設定を受けた漁獲割当割合を取り消す処分（又は年次漁獲割当量設定者が設定を受けた年次漁獲割当量を取り消す処分）をするときは、あらかじめ別記様式第18号の漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失に関する聴聞通知書により当該漁獲割当割合設定者（又は年次漁獲割当量設定者）に対して処分理由を通知し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行う。この場合において、法第23条第3項の規定により当該聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。

(2) 当該聴聞の結果、

- ア 漁獲割当割合（又は年次漁獲割当量）を取り消す処分を行ったときは、遅滞なく別記様式第19号の漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失処分通知書により、
 - イ 漁獲割当割合（又は年次漁獲割当量）を取り消す処分を行わなかったときは、別記様式第20号の漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失に関する聴聞の結果の通知書により、
- それぞれ、当該漁獲割当割合設定者（又は年次漁獲割当量設定者）に対して通知す

る。

7 年次漁獲割当量の控除

- (1) 法第 28 条の規定により年次漁獲割当量を控除する処分をしようとするときは、あらかじめ別記様式第 21-1 号の年次漁獲割当量控除に関する聴聞通知書により当該年次漁獲割当量設定者に対して処分理由を通知し、行政手続法の規定により聴聞を行う。
- (2) 当該聴聞の結果、
 - ア 年次漁獲割当量を控除する処分を行ったときは、規則第 17 条第 2 項の規定により遅滞なく別記様式第 21-2 号の年次漁獲割当量控除通知書により、
 - イ 年次漁獲割当量を控除する処分を行わなかったときは、遅滞なく別記様式第 21-3 号の年次漁獲割当量控除に関する聴聞の結果の通知書より、それぞれ、当該年次漁獲割当量設定者に対してその内容を通知する。

8 漁獲割当割合の削減

- (1) 法第 29 条第 1 項の規定により漁獲割当割合を減ずる処分をしようとするときは、あらかじめ別記様式第 22 号の漁獲割当割合削減に関する聴聞通知書により当該漁獲割当割合設定者に対して処分理由を通知し、同条第 2 項及び行政手続法の規定により聴聞を行う。この場合において、法第 29 条第 3 項の規定により当該聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。
- (2) 当該聴聞の結果、
 - ア 漁獲割当割合を減ずる処分を行ったときは、規則第 18 条第 2 項の規定により遅滞なく別記様式第 23 号の漁獲割当割合削減処分通知書により、
 - イ 漁獲割当割合を減ずる処分を行わなかったときは、遅滞なく別記様式第 24 号の漁獲割当割合削減に関する聴聞の結果の通知書より、それぞれ、当該漁獲割当割合設定者に対してその内容を通知する。

9 漁獲割当管理原簿

- (1) 法第 20 条第 1 項の規定により大臣管理区分に係る漁獲割当管理原簿を作成し、漁獲割当割合又は年次漁獲割当量の設定、移転又は取消しをしたときは、これを漁獲割当管理原簿に記録し、同条第 2 項の規定によりこれを公表するものとする。また、漁獲割当管理原簿は、同条第 4 項の規定により電磁的記録で作成するものとする。
- (2) 漁獲割当管理原簿の様式については、別記第 2 のとおりとする。

10 申請手数料

法第 17 条第 1 項の規定による漁獲割当割合の設定の申請、法第 21 条第 1 項の規定による漁獲割当割合の移転の認可の申請及び法第 22 条第 1 項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請に係る手数料は、船舶等 1 隻につき 3,300 円とする（漁業手数料規則（昭和 25 年農林省令第 20 号）第 1 条第 1 号）。

11 住所、氏名又は名称等の変更の届出

- (1) 漁獲割当管理原簿に記載された漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者の氏名又は名称、許可番号、漁船登録番号及び船舶の名称に変更が生じた場合、当該漁獲割当割合設定者は、別記様式第 25 号の変更届出書により、農林水産大臣に対して、遅滞なく届け出るものとする。

- (2) 漁獲割当割合設定通知書若しくは年次漁獲割当量設定通知書、漁獲割当割合設定（一部）通知書、漁獲割当割合移転認可通知書若しくは年次漁獲割当量移転認可通知書、又は漁獲割当割合移転認可（一部）通知書若しくは年次漁獲割当量移転認可（一部）通知書に記載された漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者の住所、使用する船舶の総トン数に変更が生じた場合、当該者は、別記様式第 25 号の届出書により農林水産大臣に対して、遅滞なく届け出るものとする。
- (3) (1)による届出を受けた場合には、当該届出に係る情報を、遅滞なく 9 の漁獲割当管理原簿に反映する。

第 2 大臣管理区分における漁獲量等の報告等の運用（法第 26 条及び第 30 条関係）

1 漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告（法第 26 条関係）

- (1) 漁獲割当管理区分において特定水産資源の採捕をした年次漁獲割当量設定者は、農林水産大臣に対して、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日から 3 日以内（特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないとするものについては、資源管理基本方針に定める期間内）に、漁獲量に加えて、次の①から⑦までに掲げる事項を、報告するものとする。
 - ① 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ② 採捕した特定水産資源
 - ③ 漁獲割当管理区分
 - ④ 設定を受けた年次漁獲割当量（年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量のことをいい、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量のことをいう。）
 - ⑤ 特定水産資源ごとの漁獲量
 - ⑥ 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗の場合にあっては、いけすに入れた日）
 - ⑦ 漁獲割当割合設定通知書の番号（漁獲割当割合設定者が同一の特定水産資源について 2 つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）
- (2) 法第 26 条第 1 項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、別記様式第 26 号の書面により行うことができる。
- (3) (2)の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項の一般信書便事業者若しくは同条第 9 項の特定信書便事業者による同条第 2 項の信書便で提出した場合においては、特定水産資源を陸揚げした日から農林水産大臣に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。

2 非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る漁獲量等の報告（法第

30 条関係)

(1) 漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）において特定水産資源の採捕をした者は、農林水産大臣に対して、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までの間（特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認められるものについては、資源管理基本方針に定める期間内）に、当該特定水産資源の漁獲量に加えて、次の①から⑤までに掲げる事項を、報告するものとする。

- ① 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 管理区分
- ③ 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗の場合にあっては、いけすに入れた日）
- ④ 許可（法第 36 条第 1 項の許可をいう。以下同じ。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号
- ⑤ 船舶を用いて特定水産資源の採捕をした場合にあっては、その船舶の名称及び漁船登録番号

(2) 1 の(2)及び(3)の規定は、法第 30 条第 1 項の規定による漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告について準用する。この場合において、1 の(2)中「別記様式第 26 号」とあるのは、「別記様式第 27 号」と読み替えるものとする。

3 漁獲努力量管理区分に係る漁獲量等の報告（法第 30 条関係）

(1) 漁獲努力量管理区分において当該漁獲努力量に係る漁ろうをした者は、農林水産大臣に対して、特定水産資源ごとに陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までの間（特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認められるものについては、資源管理基本方針に定める期間内）に、当該特定水産資源に係る漁獲努力量に加えて、次の①から⑥までに掲げる事項を、報告するものとする。

- ① 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 管理区分
- ③ 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日
- ④ 許可に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号
- ⑤ 船舶を用いて特定水産資源の採捕をした場合にあっては、その船舶の名称及び漁船登録番号
- ⑥ 当該特定水産資源の漁獲量

(2) 1 の(2)及び(3)の規定は、法第 30 条第 1 項の規定による漁獲努力量管理区分に係る報告について準用する。この場合において、1 の(2)中「別記様式第 26 号」とあるのは、「別記様式第 28 号」と読み替えるものとする。

4 代理人による報告

- (1) 法第 26 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の報告を始め法の規定に基づき漁業者が行う報告は、漁業協同組合等を代理人として報告することができる。この場合においても、当該報告の義務はそれぞれの法の規定において定められた者に課されることは変わるものではないことに留意されたい。
- (2) 代理人を用いて法の規定に基づく報告をしようとする者は、農林水産大臣に対して、あらかじめ、別記様式第 29 号により、当該代理人の権限を証する書面の提出をするものとする。

5 報告の基礎となった記録の保存及び管理

法第 26 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の報告を始め法の規定に基づき漁業者が行う報告を行ったときは、当該報告の義務を課されている者において、当該報告の基礎となった記録の保存及び管理をすることとされたい。

第 3 大臣管理区分等における助言、指導又は勧告の運用（法第 32 条関係）

法第 32 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が行う、助言、指導又は勧告については、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、別記第 3 の漁業法第 32 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針により運用する。

第 4 協定の認定、協定への参加のあっせん等（法第 124 条から第 127 条まで関係）

1 水産資源の保存及び管理における協定の位置付け

我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、漁業者同士の話し合いにより行われることから、実効性が高まるなどの効果が期待されるとともに、水産資源の分布状況及び回遊状況の変化に対応した操業秩序の形成にも資するものである。

このため、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するため、漁業者は、法第 124 条の規定に基づき、対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類、当該水産資源の保存及び管理の方法等を定めた協定（以下単に「協定」という。）を締結するとともに、農林水産大臣は、当該協定が適当である旨の認定をすることができること（以下法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定を「認定協定」という。）とされた。

また、当該協定が水産資源の保存及び管理に効果的であり、実効性のあるものにするため、当該協定に参加している者（以下単に「参加者」という。）は、資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うとともに、取組についての検証を行うものとされている。

2 協定の記載事項（法第 124 条第 2 項関係）

協定の記載事項は、法第 124 条第 2 項及び規則第 36 条の定めによるほか、次によるものとする。

- (1) 「協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類」（法第 124 条第 2 項第 1 号）

ア 同号の「水域」とは、協定の対象となる水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して定めることとする。

イ 同号の「水産資源の種類」とは、協定の対象となる水産資源について、資源評価が行われている場合にはその資源評価の単位とし、資源評価が行われていない場合には水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して定めることとする。複数の種類の水産資源が採捕される漁業の種類にあっては、当該漁業の種類において主に採捕されるものとする。この場合の主なものとは、当該漁業の種類において採捕することを目的としている水産資源、当該漁業の種類において採捕の太宗を占める水産資源等とする。

ウ 同号の「漁業の種類」とは、協定の対象となる水産資源を採捕する漁業の種類のことをいう。

(2) 「協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法」(法第124条第2項第2号)

同号の「水産資源の保存及び管理の方法」においては、協定が、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するものであり、当該協定を実効性あるものにするため、当該協定の目的、当該協定の対象となる水産資源に関する資源管理の目標、資源管理の目標の達成のための具体的な取組及び当該取組の履行確認に関する事項並びに当該取組の効果の検証及びその検証に必要な漁業関連情報の報告を内容とすることとする。

ア 「協定の目的」には、当該協定を締結する目的を記載することとする。

イ 「協定の対象となる水産資源に関する資源管理の目標」には、水産資源の保存及び管理を効果的に行うためには、資源評価や利用可能な最善の科学情報に基づき、資源管理の目標を設定することが適切であることから、資源評価が行われた水産資源については国が定める資源管理基本方針で定められた法第11条第2項第2号の「資源管理の目標」を、特定水産資源以外の水産資源については農林水産大臣が定める資源管理基本方針で定められた「資源管理方針」に即したものとす。なお、必要に応じ、水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、追加的に目標を定めることは可能とする。

ウ 「資源管理の目標の達成のための具体的な取組」には、イで定める目標を達成するために行う資源管理の具体的な取組の内容と記載するものとする。なお、1のとおり、協定は、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するものであり、数量管理やそれを補完する取組の内容を記載することが望ましい。

エ 「取組の履行確認に関する事項」には、協定の内容は全て確実に履行するべきものであるとの前提の下、国に設置された資源管理協議会(地域に設けられた資源管理協議会を含む。)を始めとする漁業や漁業経営に関する知見を有する者、水産資源に関する科学的知見を有する者等が参加した場(以下「資源管理協議会等」という。)を活用し、参加者以外の者の視点から、客観的に履行確認を行うことが望ましい。このため、参加者が当該協定の内容を履行したと客観的に確認を行う措置及びその確認方法を規定することとする。資源管理措置の履行確認に

については、別記第4を参考にされたい。

オ 「取組の効果の検証」とは、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完する協定の性質に鑑み、公的規制に加えて、協定に基づく資源管理の取組についても検証を行うことを通じて、より適切な資源管理を実施するため、原則当該協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、検証を行うこととする。また、資源管理基本方針に当該協定の対象としている水産資源に関する資源評価の結果、資源評価の目標、管理の手法、漁獲シナリオ等の大きな変更があった場合には、当該変更のあった年度末から1年以内に検証を行うこととする。

また、検証についても、履行確認と同様に、参加者以外の者の視点から、客観的に検証を行うことが望ましい。このため、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国に設置された資源管理協議会等において、検証を行うようにすることとする。

カ 「漁業関連情報の報告」とは、オの取組の効果の検証は、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価等に基づき行われるものであり、水産資源の漁獲量、漁獲努力量等の漁業関連情報は必須であることから、当該協定の対象となる水産資源に関して、法の規定に基づく漁業関連情報の報告を農林水産大臣にしていな

い参加者は、当該協定において漁業関連情報の報告を行うこととする。

(3) 「協定の有効期間」（法第124条第2項第3号）

同号の「協定の有効期間」は、原則5年とする。ただし、農林水産大臣は、協定の対象となる水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認める協定については、その有効期間を5年以内かつ1年を下らない期間とすることができることとする。

(4) 「協定に違反した場合の措置」（法第124条第2項第4号）

同号の「協定に違反した場合の措置」とは、協定の内容に違反した参加者に対して当該違反の内容を参加者間で協議の上で講じるものであって、3(1)に定める協定が適当である旨の認定をする場合等の判断基準に合致するものとする。

(5) 「その他農林水産省令で定める事項」（法第124条第2項第5号）

(1)から(4)までの記載事項のほか、規則第36条第1号から第3号までに掲げる次のアからウまでの記載事項については、必要的記載事項とする。また、次のエに定める事項については、任意的記載事項とする。

ア 「協定成立後に協定に参加し、又は協定から脱退する者に関する事項」（規則第36条第1号）

イ 「協定を変更し、又は廃止する場合の手続」（規則第36条第2号）

ウ 「法第126条第1項の規定によりあっせんをすべきことを求める場合の手続」（規則第36条第3号）

エ 協定の円滑な実施を図るための管理委員会、地区別委員会等（以下「協定管理委員会等」という。）に関する事項

(6) その他

資源管理の協定の例については、特定水産資源に関するものについては別記第5、

特定水産資源以外の水産資源(法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)にあっては別記第 6 のとおりとする。

3 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止 (法第 124 条及び第 125 条関係)

(1) 協定が適当である旨の認定をする場合等の判断基準 (法第 125 条第 1 項関係)

法第 124 条第 1 項の規定に基づき漁業者が認定申請をした協定について農林水産大臣が当該協定が適当である旨の認定をする場合、令第 10 条第 1 項の規定に基づき漁業者が認定協定の変更の認定申請をした協定について農林水産大臣が当該変更の内容が適当である旨の認定をする場合及び同条第 4 項の規定に基づき農林水産大臣が認定協定の認定を取り消す場合に該当するかの判断に当たっては、法第 125 条第 1 項 (令第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)、令第 10 条第 4 項及び規則第 37 条の定めによるほか、法第 125 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び規則第 37 条については次のアからカまでによるものとする。

ア 法第 125 条第 1 項第 1 号の「資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に照らして適当なものであること」とは、協定が対象とする水産資源について資源管理基本方針に定められた法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標の達成に向けて効果的なもの又は都道府県資源管理方針に定められた資源管理の方向性に沿った取組であると認められる資源管理措置が含まれているものであることをいう。

イ 法第 125 条第 1 項第 2 号の「不当に差別的でないこと」とは、協定が当該協定に参加している特定の者に実質的に不利な内容である場合、協定が特定の者にとって実質的に不利な内容であるためにこれらの者が当該協定に参加できない場合等をいう。

ウ 法第 125 条第 1 項第 3 号の「この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと」とは、法第 124 条第 2 項各号及び規則第 36 条各号に掲げる事項が記載されていることに加え、法、水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)等の法律、政令、省令又は都道府県の規則を問わず、関係する法令の全てに違反するものでないことをいう。

エ 法第 125 条第 1 項第 4 号の「特定水産資源を対象とする協定にあつては、当該特定水産資源に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること」とは、国においては、大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものとして、当該協定の参加者自らが、当該協定の実施状況を定期的に評価・検証し、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標の達成に向けて改善していくこととともに、その結果を農林水産大臣に報告する内容が含まれているものであることをいう。

また、「大臣管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なもの」とは、例えば、公的規制よりも早い段階で発動する抑制是正措置等の漁獲量の積み上がりを抑制するもの、管理区分の細分化や季節ごとの管理等数量

管理に直接的に効果的なもの、実質的に漁獲量の削減が見込まれる休漁等の間接的に漁獲量の超過抑制が見込まれるもの等がこれに該当する。

オ 法第 125 条第 1 項第 5 号の「特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあつては、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること」とは、少なくとも当該協定に参加している者自らによる、当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告といった措置が定められていることとする。

また、「水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置」とは、例えば、急激に漁獲が進んだ場合の数量管理の措置等の実質的に漁獲量の削減に資するもの、操業日数や操業回数が実質的に減る措置等の実質的に漁獲努力量の削減に資するもの、科学的に資源回復に寄与することが期待される措置等の資源回復に寄与するもの等がこれに該当する。

カ 規則第 37 条の「法第 124 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項の内容が、協定に参加している者に過重な負担を課するものでないこと」とは、協定に違反した場合の措置（法第 124 条第 2 項第 4 号）並びに協定成立後に協定に参加し、又は協定から脱退する者に関する事項、協定を変更し、又は廃止する場合の手續及び法第 126 条第 1 項の規定によりあつせんをすべきことを求める場合の手續（法第 124 条第 2 項第 5 号及び規則第 36 条第 1 号から第 3 号まで）の内容が、協定の参加者に過重な負担を課するものでないことをいい、例えば協定に違反した場合の措置としての違約金が非常に高額であるなど協定を実施する段階で問題が生じるおそれがある措置を内容とする協定については、当該協定が適当である旨の認定をしないために定めたものである。

(2) 認定の可否に伴う法的効果

ア 農林水産大臣が認定しなかった場合の当該協定の法的効果

法第 124 条第 1 項の認定は、既に漁業者間で締結されている協定を当該漁業者が農林水産大臣に対して提出し、これに対して農林水産大臣が当該協定が適当である旨の認定をするものであって、たとえ農林水産大臣が認定しなかったとしても、当該協定自体が無効となる訳ではなく、当該協定を締結した漁業者間においては有効である。

イ 農林水産大臣が認定した場合の当該協定の法的効果

法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）については、農林水産大臣は、当該認定協定の参加者（法第 5 条第 1 項の規定により申請者により代表者が選定された場合又は同条第 2 項の規定により農林水産大臣が代表者を指定した場合にあつては、当該代表者。以下同じ。）からの申請又は申出（法第 126 条第 1 項又は第 3 項）に応じて、

(ア) 同条第 2 項の規定に基づき、4(1)に即して、当該認定協定への参加を承諾しない者に対する当該承諾を得るために必要なあつせんを行うとともに、

(イ) 同条第 4 項の規定に基づき、4(2)に即して、当該認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。

他方、協定はあくまでも漁業者間で自主的に締結され、当該協定の内容は参加者で自主的に遵守するものであり、農林水産大臣が協定を認定したからといって、当該協定の内容の遵守を農林水産大臣が担保するものではない。

(3) 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止に関する手続（法第 124 条第 1 項及び第 125 条第 2 項、令第 10 条及び規則第 35 条関係）

ア 協定の認定申請手続（法第 124 条第 1 項及び規則第 35 条第 1 項関係）

(ア) 法第 124 条第 1 項の規定により同項の認定を受けようとする漁業者は、農林水産大臣に対して、別記様式第 30 号の協定認定申請書により、当該協定の認定の申請をするものとする。

(イ) (ア) の協定の認定の申請について、

① 当該協定が適当である旨の認定をしたときは、別記様式第 31 号の協定認定通知書により、

② 当該協定が適当である旨の認定をしなかったときは、別記様式第 32 号の協定不認定通知書により、

それぞれ、当該申請をした者に対して、当該申請の結果を通知する。

イ 認定協定の変更の認定申請手続（ウの軽微な変更を除く。）（令第 10 条第 1 項並びに規則第 35 条第 3 項及び第 4 項関係）

(ア) 当該認定協定に定めた事項について変更（ウの軽微な変更を除く。）をした当該認定協定の参加者は、令第 10 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣に対して、別記様式第 33 号の認定協定の変更の認定申請書により、当該認定協定の変更の認定の申請をするものとする。この場合において、規則第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項第 3 号の「その他参考となるべき事項」とは、令第 10 条第 3 項において準用する法第 125 条第 1 項各号及び規則第 37 条に定める認定協定の変更の内容が適当である旨の認定をする場合の認定基準を満たすことを示す事項その他農林水産大臣が必要と認める事項とする。

(イ) (ア) の認定協定の変更の認定の申請について、

① 当該変更の内容が適当である旨の認定をしたときは、別記様式第 34 号の認定協定の変更の認定通知書により、

② 当該変更の内容が適当である旨の認定をしなかったときは、別記様式第 35 号の認定協定の変更の不認定通知書により、

それぞれ、当該申請をした者に対して、当該申請の結果を通知する。

ウ 認定協定の軽微な変更の届出手続（令第 10 条第 2 項並びに規則第 35 条第 5 項及び第 6 項関係）

(ア) 認定協定に定めた事項について「協定に参加している者の変更」（同項第 1 号）又は「協定の実施に支障を及ぼさない体制の変更」（同項第 2 号）をした当該認定協定の参加者は、令第 10 条第 2 項及び規則第 35 条第 5 項の規定の規定に基づき、農林水産大臣に対して、遅滞なく別記様式第 36 号の認定協定の軽微な変更の届出書により、当該認定協定の軽微な変更を届け出るものとする。

(イ) 同項第 1 号の「協定に参加している者の変更」とは、当該認定協定の参加者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所

の所在地)の変更、当該認定協定に新たに参加した者の追加及び当該認定協定から脱退した者の削除とする。

(ウ) 同項第2号の「協定の実施に支障を及ぼさない体制の変更」とは、例えば、当該認定協定の対象とする地域の名称等の変更、当該認定協定に参加している漁協等の名称の変更、当該認定協定に定められた協定管理委員会等の体制の変更、当該認定協定の取組内容の履行確認や検証を行う資源管理協議会の体制の変更等がこれに該当する。

エ 認定協定の認定取消手続（令第10条第4項関係）

(ア) 当該農林水産大臣が認定した認定協定の内容（イ及びウの認定協定の変更の認定があったときは、当該変更後のもの）が法第125条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合又は当該認定協定の参加者が令第10条第1項若しくは第2項の規定に違反した場合には、令第10条第4項の規定に基づき、あらかじめ別記様式第37号の認定協定の認定取消しに関する聴聞通知書により当該認定協定の参加者に対して認定を取り消す理由を通知し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行う。

(イ) 当該聴聞の結果、

① 当該認定協定の認定を取り消したときは、遅滞なく別記様式第38号の認定協定の認定取消通知書により、

② 当該認定協定の認定を取消しを行わなかったときは、遅滞なく別記様式第39号の認定協定の認定取消しに関する聴聞の結果の通知書により、それぞれ、当該認定協定の参加者に対してその内容を通知する。

オ 認定協定の廃止の届出手続（令第10条第5項及び規則第35条第4項関係）

認定協定を廃止した当該認定協定の参加者は、農林水産大臣に対して、令第10条第5項及び規則第35条第4項の規定に基づき、遅滞なく別記様式第40号の認定協定の廃止の届出書により、当該認定協定の廃止を届け出るものとする。

4 協定への参加のあっせん等（法第126条関係）

(1) 協定への参加のあっせん

ア 協定への参加のあっせんに関する手続

(ア) 認定協定の対象となる水域において認定協定の対象となる種類の水産資源について認定協定の対象となる種類の漁業を営む者であって認定協定に参加していないものに対し認定協定を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者がいるときに、法第126条第1項の規定により同項の必要なあっせんを求めようとする当該認定協定の参加者は、農林水産大臣に対して、別記様式第41号の認定協定への参加のあっせんに関する申請書により、提出をさせるようにするものとする。

(イ) (ア)の認定協定への参加のあっせんに関する申請について、法第126条第2項の規定により、

① 認定協定に参加していない者の認定協定への参加が法第125条第1項の規定に照らして相当であり、かつ、認定協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、別記様式第42号の認定協

定への参加のあっせんをする旨の通知書により、

- ② ①に定める場合に当たらないと認めるときは、別記様式第 43 号の認定協定への参加のあっせんをしない旨の通知書により、

それぞれ、当該申請をした者に対して、当該申請の結果を通知する。この場合において、「認定協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるとき」（法第 126 条第 2 項）とは、例えば認定協定に参加していない者が当該認定協定の対象となる種類の水産資源の採捕をすることにより当該認定協定で定めた目標の達成を著しく妨害しているとき又はそのおそれがあるとき、認定協定で定めた取組内容の効果を著しく減衰させているとき又はそのおそれがあるとき等をいう。

- (ウ) (イ)①に定める場合にあつては、遅滞なく当該申請書に記載されていた当該認定協定に参加していない者に対して、別記様式第 44 号の認定協定への参加に向けた話合いへの出席依頼書を通知する。

イ 農林水産大臣が行う協定への参加のあっせんの内容

法第 126 条第 2 項の農林水産大臣が行う協定への参加の「あっせん」とは、当該認定協定の参加者と当該認定協定への参加を承諾しない者との話合いが円滑に行われるように交渉のためのテーブルを用意することをいい、強制力を伴うものではなく、あっせんの結果、当該参加を承諾しない者が参加しなかったとしても農林水産大臣は、当該者を不利益に取り扱うことはない。

また、農林水産大臣は、話合いの結果が 3(1)の協定が適当である旨の認定をする場合等の判断基準に該当しないものとならないように配慮するものの、協定はあくまでも漁業者間で自主的に締結されることに鑑み、それ以上に当該認定協定の内容に積極的に関与することはない。

- (2) 認定協定の目的を達成するために必要な措置

ア 認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する手続

(ア) 法第 126 条第 3 項の規定により同項の認定協定の目的を達成するために必要な措置を求めようとする認定協定の参加者は、農林水産大臣に対して、同項及び規則第 39 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに定める基準(次の①から④までにそれぞれ掲げる内容)に該当するときは、別記様式第 45 号の認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する申出書により、当該必要な措置の申出をするものとする。

- ① 認定協定の参加者の数が、当該認定協定に係る漁業を営む者の全ての数の 3 分の 2 を超えていること（法第 126 条第 3 項並びに規則第 39 条第 1 項及び第 2 項第 1 号）。この場合において、「全ての数」とは、当該認定協定の対象となる水域において当該認定協定の対象となる種類の水産資源について当該認定協定の対象となる種類の漁業を営む全ての者の数のことをいう。
- ② 認定協定の参加者による当該認定協定に係る水産資源の漁獲量又は漁獲努力量が、当該認定協定に係る漁業を営む者の全ての当該認定協定に係る漁獲量又は漁獲努力量の 3 分の 2 を超えていること（規則第 39 条第 2 項第 2 号）。この場合において、「全ての当該認定協定に係る漁獲量又は漁獲努力

量」とは、当該認定協定の対象となる水域において当該認定協定の対象となる種類の水産資源について当該認定協定の対象となる種類の漁業を営む全ての者により採捕された当該水産資源の漁獲量又は当該水産資源を採捕するために行われた漁ろうの作業量のことをいう。

③ 認定協定が相当期間継続していること（規則第 39 条第 2 項第 3 号）。この場合において、同号の「相当期間」とは、5 年程度をいう。

④ 認定協定に参加者が認定協定の目的を達成するために自主的な努力を十分行っていること（規則第 39 条第 2 項第 4 号）。この場合において、同号の「自主的な努力」とは、例えば当該認定協定に参加していない者に対して資源管理の取組や認定協定への参加の重要性について複数回にわたって説明を行い、認定協定への参加を募る努力をしている場合をいう。

(イ) (ア)の認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する申出について、法第 126 条第 4 項の規定により、

① 資源管理のために必要があると認めるときは、別記様式第 46 号の認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずる旨の通知書により、

② ①に定める場合に当たらないと認めるときは、別記様式第 47 号の認定協定の目的を達成するために必要な措置を講じない旨の通知書により、

それぞれ、当該申出をした者に対して、当該申出の結果を通知する。この場合において、「資源管理のために必要があると認めるとき」（法第 126 条第 4 項）とは、例えば、当該認定協定の対象となる種類の水産資源について資源管理の目標の達成及びそのための具体的な取組に不可欠である場合をいう。

イ 農林水産大臣が行う認定協定の目的を達成するために必要な措置の内容

法第 126 条第 4 項の農林水産大臣が行う認定協定の目的を達成するための「必要な措置」とは、大臣許可漁業における許可等の条件（法第 44 条第 1 項又は第 2 項）、公益上の必要による許可等の取消し等（法第 55 条第 1 項）、漁業権の条件若しくは取消し等の指示（法第 86 条第 3 項又は第 93 条第 4 項）又は漁業調整に関する命令（法第 119 条第 1 項又は第 2 項）の規定に基づく措置であって、当該認定協定の目的を達成するために必要なものをいう。

また、農林水産大臣は、これらの規定に基づく措置を行うに当たっては、当該規定に定められた聴聞（法第 44 条第 3 項）又は農林水産大臣の認可（法第 119 条第 7 項）の手続を行う。

なお、これらの規定に基づく措置は、認定協定の参加者からの申出がない場合であっても、農林水産大臣は、それぞれの規定に定める公益上必要性があると認めるときは、当該規定に基づく措置を行うことがある。

5 認定協定の実施状況の報告（法第 127 条関係）

(1) 法第 127 条の規定により認定協定の参加者に対して、当該認定協定の実施状況について、当該認定協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、それぞれ、報告を求めるものとする。この場合において、当該報告の依頼は、別記様式第 48 号の認定協定の実施状況の報告依頼書により行うものとする。

(2) (1)の依頼に対する報告について当該認定協定の参加者は、農林水産大臣に対して、

別記様式第 49 号の認定協定の実施状況の報告書により報告するものとする。なお、当該報告書からは当該認定協定の実施状況が十分に把握できない場合においては、当該認定協定の参加者から、追加の報告を求めることとする。

6 認定協定等の公表

協定は、法に基づき農林水産大臣が認定するものであること、我が国水産産業を成長産業化させるために適切な資源管理の取組を我が国全体へと波及させることが望ましいこと、一般の消費者が適切に管理された水産物を選択的に利用できるように情報提供することなどの観点から、認定協定は、定期的な検証の結果とともに適切な方法で公表することとする。

第5 書類の経由

- 1 法第 186 条及び規則第 62 条の規定により、法、令、規則又はこの通知により農林水産大臣に提出することとされている申請書その他の書類は、当該書類の提出者の住所地（共同してする申請又は届出に係る書類については、代表者の住所地）を管轄する都道府県知事を経由して提出するものとする。この場合において、漁業根拠地（漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、2 以上ある場合にあっては、主たる漁業根拠地をいう。）を管轄する都道府県知事を経由して当該書類を提出することが当該提出者の利便に資するときであって農林水産大臣が認めるものについては、当該都道府県知事を経由して当該書類を提出をさせることができる。
- 2 1 の定めにかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる書類については、当該提出者から都道府県知事を経由せずに直接提出することができる。
 - (1) 法第 22 条第 1 項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請に係る書類
 - (2) 法第 22 条第 4 項の規定による年次漁獲割当量設定者の地位の承継の届出に係る書類
 - (3) 第 1 の 11(1)及び(2)の規定による住所、氏名又は名称の変更の届出に係る書類
 - (4) 法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲量等の報告に係る書類
 - (5) 法第 124 条第 1 項の規定による協定の認定又は令第 10 条第 1 項の規定による認定協定の変更の認定の申請に係る書類
 - (6) 令第 10 条第 2 項の規定による認定協定の軽微な変更の届出に係る書類
 - (7) 令第 10 条第 5 項の規定による認定協定の廃止の届出に係る書類
 - (8) 法第 126 条第 1 項の規定によるあっせんの求めに係る書類
 - (9) 法第 126 条第 3 項の求めに係る書類
- 3 都道府県知事は、1 の定めにより当該提出者から書類の提出を受けたときは、遅滞なく農林水産大臣に提出するものとする。

第6 添付書類の省略（規則第 63 条関係）

- 1 規則第 63 条第 1 項の規定により法の規定により同時に 2 以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1 の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類には

その旨を記載して、1の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

- 2 1に規定する場合のほか、農林水産大臣が特に必要がないと認めるときは、法又はこれに基づく命令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略することができる。

第7 その他

大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱いの細部事項については、資源管理部長から別途通知させることとする。

附 則（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）
（施行期日）

- 1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用についての廃止）
- 2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について（平成8年7月20日付け8水漁第2292号水産庁長官通知）は、廃止する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について等の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について第1から第5まで及び第7の規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年4月1日付け3水管第3400号水産庁長官通知）
（施行期日）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年●月●日付け●水管第●●●●号水産庁長官通知）
（施行期日）

この通知は、令和5年●月●日から施行する。

(別記第5)

○資源管理協定の例(特定水産資源)

(●●地域における) <特定水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

協定締結日 令和○年○月○日
協定認定日 令和●年●月●日
(協定変更認定日 令和○年○月○日)

(目的)

第1条 本協定は、<特定水産資源>の管理に関して●●●管理区分の漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)を超えないように漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<特定水産資源>に関して自主的な資源管理の目標と定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<特定水産資源>の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 <特定水産資源> 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙第2-●に定める<特定水産資源>をいう。
- 二 ●●●漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第●号に掲げる●●●漁業をいう。
- 三 操業 <特定水産資源>の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。
- 四 をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる水域は、●●●とする。

- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、<特定水産資源>とする。
- 3 本協定の対象となる漁業の種類は、●●●漁業とする。

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第2-●に定める目標とする。

- 2 前項の目標を踏まえ、本協定では、本協定の有効期間が終了する時点において、<特定水産資源>に関する前条第1項の水域における○○漁業の年間平均CPU E(単位努力量当たり漁獲量をいう。)が○年前の水準以上となることを目指すものとする。 <任意>

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

《A. 早期是正措置を定める場合の記載例》

- 一 <大臣管理区分>に配分された大臣管理漁獲可能量の8割に到達した後においては、1回の陸揚げが○トンを超えた場合は、翌日の操業を取り止めるものとする。
- 二 <大臣管理区分>に配分された数量の9割に達した後、1回の陸揚げが○トンを超えた翌日及び翌々日の操業を取り止めるものとする。
- 三 <大臣管理区分>に配分された大臣管理漁獲可能量の9割5分に到達した後においては、<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるとともに、第3条第1項の水域以外の場所に操業する水域を移動するものとし、協定管理委員会でその実施状況を確認するものとする。
- 四 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《B. 漁獲量そのものを管理する場合の記載例1》

一 <大臣管理区分>に配分された数量を1月1日から3月末日まで、4月1日から6月末日まで、7月1日から8月末日まで及び9月1日から12月末日までに、それぞれ均等配分する。

二 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

三 一で定めた期間において配分された数量について未消化分がある場合には、次の期間に繰り越すものとする。

《C. 漁獲量そのものを管理する場合の記載例2》

一 <大臣管理区分>に配分された漁獲量の総量を<大臣管理区分>に所属する漁業者全てに頭数により均等配分又は実績配分し、参加者は、その均等配分された数量を遵守することとする。

二 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《D. 漁獲量そのものを管理する場合の記載例3》

一 <大臣管理区分>に配分された数量を次のアからウまでに掲げる地区（又はグループ）に均等配分又は実績配分し、当該地区（又はグループ）に所属する参加者はそれぞれの所属する地区（又はグループ）に配分された数量を遵守するものとする。

ア △△地区（又はAグループ）

イ □□地区（又はBグループ）

ウ ▽▽地区（又はCグループ）

二 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《E. 漁獲量の超過抑制が見込まれるものを定める場合の記載例1》

一 <特定水産資源>を対象とする操業について、1年間の操業日数を過去5年間（○年から△年まで）の年平均操業日数から5%以上削減するものとする。

二 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《F. 漁獲量の超過抑制が見込まれるものを定める場合の記載例2》

一 <特定水産資源>の採捕をすることが可能な期間のうち5%以上の日数を休漁日とするものとする。

二 <大臣管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

（取組の履行確認に関する事項）

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条第●号の取組については<客観的に履行確認可能な証拠>を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第7条 全ての参加者は、法第30条第1項、第52条第1項（第58条において準用する場合を含む。）及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第8条 第5条の具体的な取組の<特定水産資源>の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、<特定水産資源>の資源評価が行われた結果、資源管理基

本方針において当該〈特定水産資源〉又は〈大臣管理区分〉に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会（又は全参加者の代理権を有する者）は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度（及びその翌年度）とする。
- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 第13条第1項の協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和○年●月●日から令和○年●月●日まで）とする。

(議決権及び決議)

第12条 本協定の参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
 - 一 第9条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の3分の2
 - 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2
 - 三 本協定の廃止 議決権の5分の4
 - 四 農林水産大臣に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決権

(協定管理委員会の設置) <任意>

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員

会」という。)を設置する。

- 2 協定管理委員会の委員(以下「協定管理委員」という。)は○人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。協定管理委員の選出に当たっては、次の各号に掲げる者を含めるものとする。
 - 一 (協定の参加者を地区別に分けた場合にあつては、)地区別の参加者の代表者
 - 二 本協定の対象となる水域及び水産資源の種類に関する学識経験者
- 3 協定管理委員会の事務局は、○○に設置するものとする。

(協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)の機能及び経費の負担)

第14条 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)
- 2 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員(又は全ての参加者の代理権を有する者)のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
 - 3 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項については、参加者間(又は協定管理委員会)で協議し、決定するものとする。

(2 本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)は、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。)

附 則

本協定は、令和○年●月●日から施行する。

(本協定の参加者)

●● ●●
●● ●●
●● ●●

(以上)

(別記第6)

○資源管理協定の例(特定水産資源以外の水産資源)

(○○地域における) <水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

協定締結日 令和○年○月○日
協定認定日 令和●年●月●日
(協定変更認定日 令和○年○月○日)

(目的)

第1条 本協定は、<水産資源>の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<水産資源>に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<水産資源>の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 <水産資源> 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙第3-●に定める<水産資源>をいう。
- 二 ●●●漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第●号に掲げる●●●漁業をいう。
- 三 操業 <水産資源>の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。
- 四 ・ ・ ・ ・ ・ をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

- 第3条 本協定の対象となる水域は、●●●とする。
- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、<水産資源>とする。
 - 3 本協定の対象となる漁業の種類は、●●●漁業とする。

(資源管理の目標)

- 第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第3-●に定める目標とする。
- 2 前項の目標を踏まえ、本協定では、本協定の有効期間が終了する時点において、<水産資源>に関する前条第1項の水域における○○漁業の年間平均C P U E(単位努力量当たり漁獲量をいう。)が○年前の水準以上となることを目指すものとする。<任意>

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

- 第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
- 《A. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例1:数量管理》
 - 《Aの1 資源状況が良好で、現状維持をする場合》
 - 一 過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲量を上限とする。
 - 二 前号の上限に達した場合には、それ以降の<水産資源>の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。
 - 《Aの2 資源回復が必要な場合》
 - 一 過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲量の○割を上限とする。
 - 二 前号の上限に達した場合には、それ以降の<水産資源>の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。
 - 《B. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例2:バググリミット》
 - 一 1日当たりの採捕量の上限を1隻(又は1ヶ統)当たり○kgとする。
 - 二 操業可能な期間は、○月から△月までの□か月間とする。
 - 《C. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例3:I Q的管理》
 - 一 (○○地区における)○○漁業による過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲量の総量を(○○地区における)○○漁業に係る漁業者全てに均等配分又は実績配分し、

本協定の参加者は当該均等配分された数量を遵守するものとする。

二 前号の上限に達した場合には、それ以降の〈水産資源〉の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。

《D. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例4：グループ管理》

(〇〇地区における) 〇〇漁業による過去5年間の〈水産資源〉の年平均漁獲量の総量を次のアからウまでに掲げる地区(又はグループ)に均等配分又は実績配分し、当該地区(又はグループ)に所属する参加者はそれぞれの所属する地区(又はグループ)に配分された数量を遵守するものとする。

ア △△地区(又はAグループ)

イ □□地区(又はBグループ)

ウ ▽▽地区(又はCグループ)

《E. 実質的に漁獲努力量の削減に資するものを定める場合の記載例1：操業日数削減》

〈水産資源〉を対象とする操業について、1年間の操業日数を過去5年間(〇年から△年まで)の年平均操業日数から5%以上削減するものとする。

《F. 実質的に漁獲努力量の削減に資するものを定める場合の記載例2：休漁設定》

〈水産資源〉の採捕をすることが可能な期間のうち5%以上の日数を休漁日とするものとする。

《G. 資源回復に寄与するものを定める場合の記載例》

《Gの1 若齢魚の保護が資源回復に寄与すると判明している場合》

〈水産資源〉の採捕可能な最小体長を〈公的規制〉の●センチメートルから5センチメートル引き上げ、〇センチメートルとする。

《Gの2 産卵魚の保護が資源回復に寄与すると判明している場合》

〈水産資源〉の産卵期である〇月の採捕を禁止する。

(取組の履行確認に関する事項)

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条第●号の取組については〈客観的に履行確認可能な証拠〉を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第7条 全ての参加者は、法第52条第1項(第58条において準用する場合を含む。)及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第8条 第5条の具体的な取組の〈水産資源〉の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、〈水産資源〉の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該〈水産資源〉に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及

び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会（又は全参加者の代理権を有する者）は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度（及びその翌年度）とする。
- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 第13条第1項の協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和〇年●月●日から令和〇年●月●日まで）とする。

（議決権及び決議）

第12条 本協定の参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
 - 一 第9条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の3分の2
 - 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2
 - 三 本協定の廃止 議決権の5分の4
 - 四 農林水産大臣に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決権

（協定管理委員会の設置）＜任意＞

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）を設置する。

- 2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は〇人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。協定管理委員の選出に当たっては、次の各号に掲げる者を含めるものとする。
 - 一 （協定の参加者を地区別に分けた場合にあっては、）地区別の参加者の代表者
 - 二 本協定の対象となる水域及び水産資源の種類に関する学識経験者
- 3 協定管理委員会の事務局は、〇〇に設置するものとする。

(協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)の機能及び経費の負担)
第14条 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)
- 2 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員(又は全ての参加者の代理権を有する者)のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項については、参加者間(又は協定管理委員会)で協議し、決定するものとする。

(2 本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。))は、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。)

附 則

本協定は、令和○年●月●日から施行する。

(本協定の参加者)

●● ●●
●● ●●
●● ●●

(以上)

別記様式第7-1号（法第19条関係）

番 号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇管理年度年次漁獲割当量設定通知書

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、〇〇管理年度年次漁獲割当量については、下記のとおり設定することとしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 年次漁獲割当量の設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- 2 年次漁獲割当量の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 設定をした年次漁獲割当量及び設定をした船舶等の概要

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲割当量
A丸（T 〇〇〇、379トン）	15トン

※ 法第28条の規定に基づき、年次漁獲割当量を控除する旨の通知をしたときは、控除後の数量を年次漁獲割当量とする。

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

別記様式第7-2号（法第19条関係）

番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇管理年度年次漁獲割当量設定通知書（追加設定）

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）〇〇の規定に基づく、〇〇により、〇〇管理年度の＜特定水産資源＞＜管理区分＞の大臣管理漁獲可能量に変更があったので、漁業法（昭和24年法律第267号）第19条第1項の規定に基づき、〇〇管理年度年次漁獲割当量の追加分を下記のとおり設定することとしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 年次漁獲割当量の追加設定をした特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）
- 2 年次漁獲割当量の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
※年次漁獲割当量の有効期間の開始日は、本通知の施行日とする。
- 3 追加設定をした年次漁獲割当量及び追加設定をした船舶等の概要

漁船名（許可番号、総トン数）	追加分の年次漁獲割当量	年次漁獲割当量の合計値（注）
A丸（T 〇〇〇、379トン）	15トン	315トン

（注）＜番号＞で通知した年次漁獲割当量と今回追加した年次漁獲割当量との合計値。当該数量が〇〇管理年度において採捕できる数量となる。ただし、〇〇管理年度において、今回の追加設定までに設定を受けた年次漁獲割当量を超えて当該特定水産資源の採捕をしていた事実がある場合、当該事実は漁業法第25条第2項違反であることに変わりない。

※ 法第28条の規定に基づき、年次漁獲割当量を控除する旨の通知をしたときは、控除後の数量を年次漁獲割当量合計値とする。

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

別記様式第 21-1 号（法第 28 条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年次漁獲割当量控除に関する聴聞通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした年次漁獲割当量については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 28 条の規定により年次漁獲割当量を削減する予定である。

については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき聴聞を行うので、同法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

なお、正当な理由なく、聴聞の期日に出頭せず、陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出もない場合には、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、改めて意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することとなるので、承知されたい。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
 - (1) 予定される不利益処分の内容
年 月 日付け（文書番号）で設定をした年次漁獲割当量の控除
 - (2) 根拠となる法令の条項
法第 28 条
- 2 不利益処分の原因となる事実
（具体的事実を記載）
- 3 聴聞の期日及び場所
期 日： 年 月 日（ ）
場 所：（住所を記載）
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
（組織の名称及び所在地を記載）
- 5 陳述書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先
 - ① 送付先：
 - ② 担当者：
 - ③ 連絡先：
 - (2) 提出期限

年 月 日 () まで

6 教示事項

行政手続法第15条第2項の規定による教示

- ① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

※ 陳述書には、提出する者の氏名及び住所、聴聞の件名並びに陳述書に係る事案について意見を記載する。

- ② 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

※ この閲覧を請求するときは、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出すること。

ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合には、口頭であることができる。

7 留意事項

- ① （聴聞に関する事務を所掌する組織名を記載）に出頭する場合は、あらかじめその日時を担当と打ち合わせる。
- ② 代理人を出頭させる場合には、代理人の資格を書面（委任状等）で証明し、同人に持参させること。

（備考）

- 1 聴聞の期日は、施行日の10日後とする。ただし、10日後が土日祝となる場合には、その直後の平日とする。
- 2 陳述書の提出期限は、施行日の10日後とする。郵送により提出する場合には、同日までに到着するものとする。

別記様式第 21-2 号（法第 28 条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇管理年度年次漁獲割当量控除通知書

年 月 日付け（文書番号）で通知した〇〇管理年度の年次漁獲割当量については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 28 条の規定に基づき、下記 3 の理由により下記 1 の特定水産資源及び漁獲割当管理区分における下記 2 の船舶の数量を控除したので、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

1 年次漁獲割当量を控除した特定水産資源及び漁獲割当管理区分
＜特定水産資源＞（＜管理区分＞）

2 控除した数量及び対象となった船舶

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲 割当量 （控除前）	控除量	年次漁獲 割当量 （控除後）
A 丸（T 〇〇〇、379 トン）	120 トン	20 トン	100 トン

3 控除した理由

（備考）

- 1 漁業法（以下「法」という。）第 28 条の規定に基づき、当該年次漁獲割当量設定者が設定を受けた年次漁獲割当量を超えて採捕した特定水産資源の数量に、同条及び漁業法施行規則第 17 条第 1 項の規定に基づき資源管理基本方針に定める係数を乗じて算出する控除の数量を記載する。
- 2 法第 28 条に規定する、当該年次漁獲割当量の控除の理由となったものを具体的に記載する。

別記様式第 21-3 号（法第 28 条関係）

番 号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年次漁獲割当量控除に関する聴聞の結果の通知書

年 月 日付け（文書番号）で設定をした年次漁獲割当量については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定により聴聞を行った結果、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 28 条の規定に基づく年次漁獲割当量の控除は行わないこととしたので通知する。

年 月 日

農林水産大臣 名

別記様式第 25 号

漁獲割当割合及び年次漁獲割当量に関する住所、氏名又は名称等の変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け（文書番号）で設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量に係る事項について、下記のとおり、変更があつたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後

（備考）

申請書には住所、氏名又は名称等の変更の事実を証する書面を添付しなければならない。

(案)

5 水管第 号
令和5年●月●日

都道府県知事 殿

水産庁長官

「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」の
一部改正について

知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10
月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）について、今般、別紙のとおり一部を
改正したので、御了知願いたい。

知事区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い

改正後	改正前
<p>(別紙) 知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 協定の認定、協定への参加のあっせん等 (法第124条から第127条まで関係) 1～2 (略) 3 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止 (法第124条及び第125条関係) (1)～(2) (略) (3) 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止に関する手続 (法第124条第1項及び第125条第2項、令第10条及び施行規則第35条関係) ア 協定の認定申請手続 (法第124条第1項及び施行規則第35条第1項関係) (7) 都道府県知事は、法第124条第1項の規定により同項の認定を受けようとする漁業者に対して、別記様式第26号の協定認定申請書により、提出をさせるようにするものとする。</p> <p>(イ) (略) イ～オ (略) 4～6 (略)</p> <p>第6～第7 (略)</p> <p>附 則 (令和2年10月30付け2水管第1492号水産庁長官通知) (施行期日)</p>	<p>(別紙) 知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 協定の認定、協定への参加のあっせん等 (法第124条から第127条まで関係) 1～2 (略) 3 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止 (法第124条及び第125条関係) (1)～(2) (略) (3) 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止に関する手続 (法第124条第1項及び第125条第2項、令第10条及び施行規則第35条関係) ア 協定の認定申請手続 (法第124条第1項及び施行規則第35条第1項関係) (7) 都道府県知事は、法第124条第1項の規定により同項の認定を受けようとする漁業者に対して、別記様式第26号の協定認定申請書により、提出をさせるようにするものとする。<u>この場合において、施行規則第35条第1項第3号の「その他参考となるべき事項」とは、協定の参加者の名簿(リスト形式のものに限る。)その他都道府県知事が必要と認める事項とする。</u></p> <p>(イ) (略) イ～オ (略) 4～6 (略)</p> <p>第6～第7 (略)</p> <p>附 則 (令和2年10月30付け2水管第1492号水産庁長官通知) (施行期日)</p>

1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成30年法律第95号) の施行の日 (令和2年12月1日) から施行する。
(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用についての廃止)

2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について (平成8年7月20日付け8水漁第2292号水産庁長官通知) は、廃止する。
(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について等の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について第1から第5まで及び第7の規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年法律第77号) の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

附 則 (令和4年4月1日付け3水管第3404号水産庁長官通知)
(施行期日)

1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕ってしやうすることができる。

附 則 (令和5年●月●日付け●水管第●●●●号水産庁長官通知)
(施行期日)
この通知は、令和5年●月●日から施行する。

(別記第1)
(別紙1) <「ステップアップ管理対象資源」 (ステップ1及びステップ2) のバターン>
第1 特定水産資源
〇〇〇〇
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成30年法律第95号) の施行の日 (令和2年12月1日) から施行する。
(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用についての廃止)

2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について (平成8年7月20日付け8水漁第2292号水産庁長官通知) は、廃止する。
(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について等の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について第1から第5まで及び第7の規定は、改正法附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年法律第77号) の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

附 則 (令和4年4月1日付け3水管第3404号水産庁長官通知)
(施行期日)

1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕ってしやうすることができる。

(別記第1)
(新設)

<p>1 ○○県○○漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域</p> <p>②の対象とする漁業が、○○○○の採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>○○県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が○○○○を採捕する漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>2 △△県△△漁業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>全量を○○○○区分に配分する。</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><資源管理基本方針に即した範囲において都道府県知事が本項に関して必要と料する事項がある場合には、当該事項を記載></p> <p>第5 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。<その他資源管理基本方針に即した範囲において都道府県知事が資源管理に関して重要と料する事項がある場合には、当該事項を記載></p> <p>(別記第2)～(別記第4) (略)</p> <p>(別記第5)</p> <p>○資源管理協定の例(特定水産資源)</p> <p>●●県(又は●●県●●地区)における<特定水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定</p>	<p>(別記第2)～(別記第4) (略)</p> <p>(別記第5)</p> <p>○資源管理協定の例(特定水産資源)</p> <p>●●県(又は●●県●●地区)における<特定水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定</p>
--	--

<p style="text-align: right;">協定締結日 令和○年○月○日 協定認定日 令和○年○月○日 (協定変更認定日 令和○年○月○日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 <特定水産資源> 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙第2一●に定める<特定水産資源>をいう。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(資源管理の目標)</p> <p>第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第2一●に定める目標とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(取組の効果の検証に関する事項)</p> <p>第8条 第5条の具体的な取組の<特定水産資源>の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<特定水産資源>の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び●●県資源管理方針において当該<特定水産資源>又は<知事管理区分>に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(協定の有効期間)</p> <p>第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間(令和○年●月●日から令和○年●月●日まで)とする。</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>	<p style="text-align: right;">協定発効日 令和○年○月○日 (協定変更日 令和○年○月○日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 <特定水産資源> ●●県資源管理方針別紙第1一●に定める<特定水産資源>をいう。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(資源管理の目標)</p> <p>第4条 本協定における資源管理の目標は、●●県資源管理方針別紙第1一●に定める目標とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(取組の効果の検証に関する事項)</p> <p>第8条 第5条の具体的な取組の<特定水産資源>の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<特定水産資源>の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)及び●●県資源管理方針において当該<特定水産資源>又は<知事管理区分>に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(協定の有効期間)</p> <p>第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間(令和○年●月●日から令和○年●月●日まで)とする。</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>
---	--

<p>(別記第6)</p> <p>○資源管理協定の例（特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われたものに限る。））</p> <p>●●県（又は●●県●●地区）における<水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定</p> <p style="text-align: right;">協定締結日 令和○年○月○日 協定認定日 令和○年○月○日 (協定変更認定日 令和○年○月○日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 <水産資源> 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙第3-●に定める<水産資源>をいう。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(資源管理の目標)</p> <p>第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第3-●に定める目標とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(取組の効果の検証に関する事項)</p> <p>第8条 第5条の具体的な取組の<水産資源>の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<水産資源>の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び●●県資源管理方針において当該<水産資源>に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(協定の有効期間)</p> <p>第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和○年●●月●●日から令和○年●●月●●日まで）とする。</p>	<p>(別記第6)</p> <p>○資源管理協定の例（特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われたものに限る。））</p> <p>●●県（又は●●県●●地区）における<水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定</p> <p style="text-align: right;">協定締結日 令和○年○月○日 協定認定日 令和○年○月○日 (協定変更認定日 令和○年○月○日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 <水産資源> ●●県資源管理方針別紙第2-●に定める<水産資源>をいう。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(資源管理の目標)</p> <p>第4条 本協定における資源管理の目標は、●●県資源管理方針別紙第2-●に定める目標とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(取組の効果の検証に関する事項)</p> <p>第8条 第5条の具体的な取組の<水産資源>の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<水産資源>の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び●●県資源管理方針において当該<水産資源>に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(協定の有効期間)</p> <p>第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和○年●●月●●日から令和○年●●月●●日まで）とする。</p>
--	--

<p>○年●●月●●日まで）とする。</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p> <p>(別記第7)</p> <p>○資源管理協定の例（特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものに限る。））</p> <p>●●県（又は●●県●●地区）における<水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定</p> <p style="text-align: right;">協定締結日 令和○年○月○日 協定認定日 令和○年○月○日 (協定変更認定日 令和○年○月○日)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(協定の有効期間)</p> <p>第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和○年●●月●●日から令和○年●●月●●日まで）とする。</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>	<p>年●●月●●日まで）とする。</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p> <p>(別記第7)</p> <p>○資源管理協定の例（特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものに限る。））</p> <p>●●県（又は●●県●●地区）における<水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定</p> <p style="text-align: right;">協定締結日 令和○年○月○日 協定認定日 令和○年○月○日 (協定変更認定日 令和○年○月○日)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(協定の有効期間)</p> <p>第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和○年●●月●●日から令和○年●●月●●日まで）とする。</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>
--	---

(別紙)

知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い

第1 都道府県知事による水産資源の保存及び管理の対象範囲（法第14条関係）

- 1 都道府県知事は、法第14条第1項の規定により定める都道府県資源管理方針においては、当該都道府県知事が知事管理区分を設定するに当たり、当該都道府県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地が在る漁業者（大臣許可漁業又は農林水産大臣が定める資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）において大臣管理区分として設定されている漁業を除く。）を対象とする。ただし、関係都道府県間においてそれぞれの管轄に属する海面において他の都道府県の知事管理区分に属する漁業者による水産資源の採捕を管理することについて合意がある場合には、当該海面を管轄する都道府県知事により管理を行うこととする。
- 2 都道府県資源管理方針の例については、別記第1のとおりとする。

第2 知事管理区分における漁獲割当てによる漁獲量の管理の運用（法第17条から第29条まで関係）

1 漁獲割当割合の設定

- (1) 都道府県知事は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により当該漁獲割当割合の設定を受けようとする者（以下1において「申請者」という。）に対して、船舶等ごとに、別記様式第1号の漁獲割当割合設定申請書により、都道府県資源管理方針において定められた期限までに、提出をさせるようにするものとする。

また、その際に下記2の年次漁獲割当量の設定について、漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により電子メールによる通知の希望の有無を明らかにするとともに、希望する場合の連絡先を記載させるようにするものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)の漁獲割当割合の設定の申請について、
 - ア 当該申請において求められたとおりの漁獲割当割合の設定を行ったときは、別記様式第2号の漁獲割当割合設定通知書により、
 - イ 当該申請において求められた漁獲割当割合のうち、一部の漁獲割当割合については設定を行い、その他の部分については設定を行わなかったときは、別記様式第3号の漁獲割当割合設定（一部）通知書により、当該漁獲割当割合の設定を受けた者（以下「漁獲割当割合設定者」という。）に対して、それぞれ、当該漁獲割当割合の設定を通知する。なお、都道府県知事が法第17条第4項の規定により漁獲割当割合の設定を同項の有資格者に限定した場合にあっては、当該漁獲割当割合の設定は当該有資格者に限定されることとなるので留意されたい。
- (3) 都道府県知事は、(1)の漁獲割当割合の設定の申請について、法第17条第3項又は第4項の規定により漁獲割当割合の設定を行わないときは、遅滞なく別記様式第4号の漁獲割当割合設定拒否通知書により当該申請者に対して通知する。

(4) 都道府県知事は、(1)の漁獲割当割合の設定の申請について、法第18条第1項の規定により漁獲割当割合の設定を行わないときは、同条第2項の規定によりあらかじめ別記様式第5号の漁獲割当割合設定を行わないことに関する意見聴取通知書により当該申請者に対して設定を行わない理由を通知し、同項の規定により公開による意見の聴取を行う。意見の聴取をした結果、設定を行わないこととしたときは、遅滞なく別記様式第6号の漁獲割当割合設定拒否通知書により当該申請者に対して通知する。なお、当該申請において求められたとおりの漁獲割当割合の設定を行ったとき、又は当該申請において求められた漁獲割当割合のうち、一部の漁獲割当割合については設定を行い、その他の部分については設定を行わなかったときは、(2)の例により漁獲割当割合設定者に対して通知する。

2 年次漁獲割当量の設定

都道府県知事は、法第19条第1項の規定により年次漁獲割当量を設定したときは、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「施行規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、都道府県資源管理方針に定める日までに別記様式第7号の年次漁獲割当量設定通知書により当該年次漁獲割当量の設定を受けた者（以下「年次漁獲割当量設定者」という。）に対して当該年次漁獲割当量を通知する。

3 漁獲割当割合の移転

(1) 都道府県知事は、法第21条第1項の規定により漁獲割当割合の移転を受けようとする者（以下3において「申請者」という。）に対して、漁獲割当割合の設定を受けた船舶等ごとに、別記様式第8号の漁獲割当割合移転認可申請書により、提出をさせるようにするものとする。この場合において、当該申請は、施行規則第10条第2項の規定に基づき、漁獲割当割合の移転をしようとする者と共同して((2)及び(3)において「共同申請者」と総称する。)行われるものであることに留意されたい。

(2) 都道府県知事は、(1)の漁獲割当割合の移転の認可の申請について、当該申請において求められたとおりの漁獲割当割合の移転を認可したときは、遅滞なく別記様式第9号の漁獲割当割合移転認可通知書により、当該共同申請者に対して通知する。

(3) 都道府県知事は、(1)の漁獲割当割合の移転の認可の申請について、

ア 当該申請において求められた漁獲割当割合のうち、一部の漁獲割当割合の移転については認可し、その他の部分については法第21条第1項の規定により認可しなかったとき（当該申請者が複数の船舶等について漁獲割当割合の設定を受けている場合であって、当該船舶等の中で漁獲割当割合の移転をする場合に限る。）は、遅滞なく別記様式第10号の漁獲割当割合移転認可（一部）通知書により、

イ 法第21条第1項又は第2項の規定により漁獲割当割合の移転を認可しないときは、遅滞なく別記様式第11号の漁獲割当割合移転不認可通知書により、それぞれ、当該共同申請者に対して通知する。

4 年次漁獲割当量の移転

(1) 都道府県知事は、法第22条第1項の規定により年次漁獲割当量の移転を受けようとする者（以下4において「申請者」という。）に対して、漁獲割当割合の設定を受けた船舶等ごとに、別記様式第12号の年次漁獲割当量移転認可申請書により、提

出をさせるようにするものとする。この場合において、当該申請は、施行規則第 13 条において準用する施行規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、年次漁獲割当量の移転をしようとする者と共同して（(2)及び(3)において両者を「共同申請者」と総称する。）行われるものであることに留意されたい。

(2) 都道府県知事は、(1)の年次漁獲割当量の移転の認可の申請について、当該申請において求められたとおりの年次漁獲割当量の移転を認可したときは、遅滞なく別記様式第 13 号の年次漁獲割当量移転認可通知書により、当該共同申請者に対して通知する。

(3) 都道府県知事は、(1)の年次漁獲割当量の移転の認可の申請について、

ア 当該申請において求められた年次漁獲割当量のうち、一部の年次漁獲割当量の移転については認可し、その他の部分については法第 22 条第 1 項又は第 2 項第 2 号の規定により認可しなかったときは、遅滞なく別記様式第 14 号の年次漁獲割当量移転認可（一部）通知書により、

イ 法第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定により年次漁獲割当量の移転を認可しないときは、遅滞なく別記様式第 15 号の年次漁獲割当量移転不認可通知書により、それぞれ、当該共同申請者に対して通知する。

5 漁獲割当割合又は年次漁獲割当量の承継

(1) 漁獲割当割合の承継

都道府県知事は、法第 21 条第 3 項の規定により漁獲割当割合設定者の地位を承継した者に対して、同項第 4 項の規定により承継の日から 2 か月以内に別記様式第 16 号の漁獲割当割合承継届出書により、届出をさせるようにするものとする。

(2) 年次漁獲割当量の承継

都道府県知事は、法第 22 条第 3 項の規定により年次漁獲割当量設定者の地位を承継した者に対して、同項第 4 項の規定により承継の日から 2 か月以内に別記様式第 17 号の年次漁獲割当量承継届出書により、届出をさせるようにするものとする。

6 適格性の喪失等による取消し

(1) 都道府県知事は、法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定により漁獲割当割合設定者が設定を受けた漁獲割当割合を取り消す処分（又は年次漁獲割当量設定者が設定を受けた年次漁獲割当量を取り消す処分）をするときは、あらかじめ別記様式第 18 号の漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失に関する聴聞通知書により当該漁獲割当割合設定者（又は年次漁獲割当量設定者）に対して処分理由を通知し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定により聴聞を行う。この場合において、法第 23 条第 3 項の規定により当該聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(2) 都道府県知事は、当該聴聞の結果、

ア 漁獲割当割合（又は年次漁獲割当量）を取り消す処分を行ったときは、遅滞なく別記様式第 19 号の漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失処分通知書により、

イ 漁獲割当割合（又は年次漁獲割当量）を取り消す処分を行わなかったときは、別記様式第 20 号の漁獲割当割合設定者（年次漁獲割当量設定者）適格性喪失に関

する聴聞の結果の通知書により、
それぞれ、当該漁獲割当割合設定者（又は年次漁獲割当量設定者）に対して通知する。

7 年次漁獲割当量の控除

都道府県知事は、法第 28 条の規定により年次漁獲割当量の控除をしたときは、施行規則第 17 条第 2 項の規定により遅滞なく別記様式第 21 号の年次漁獲割当量控除通知書により当該漁獲割当割合設定者に対してその内容を通知する。

8 漁獲割当割合の削減

(1) 都道府県知事は、法第 29 条第 1 項の規定により漁獲割当割合を減ずる処分をしようとするときは、あらかじめ別記様式第 22 号の漁獲割当割合削減に関する聴聞通知書により当該漁獲割当割合設定者に対して処分理由を通知し、同条第 2 項及び行政手続法の規定により聴聞を行う。この場合において、法第 29 条第 3 項の規定により当該聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(2) 都道府県知事は、当該聴聞の結果、

ア 漁獲割当割合を減ずる処分を行ったときは、施行規則第 18 条第 2 項の規定により遅滞なく別記様式第 23 号の漁獲割当割合削減処分通知書により、

イ 漁獲割当割合を減ずる処分を行わなかったときは、遅滞なく別記様式第 24 号の漁獲割当割合削減に関する聴聞の結果の通知書により、

それぞれ、当該漁獲割当割合設定者に対してその内容を通知する。

9 漁獲割当管理原簿

(1) 都道府県知事は、法第 20 条第 1 項の規定により知事管理区分に係る漁獲割当管理原簿を作成し、漁獲割当割合又は年次漁獲割当量の設定、移転又は取消しをしたときは、これを漁獲割当管理原簿に記録し、同条第 2 項の規定によりこれを公表するものとする。また、漁獲割当管理原簿は、同条第 4 項の規定により電磁的記録で作成することができる。

(2) 漁獲割当管理原簿の様式の例については、別記第 2 のとおりとする。

10 住所、氏名又は名称の変更の届出

(1) 都道府県知事は、漁獲割当割合設定通知書、漁獲割当割合設定（一部）通知書、漁獲割当割合移転認可通知書及び漁獲割当割合移転認可（一部）通知書に記載された漁獲割当割合設定者の住所、氏名又は名称に変更が生じた漁獲割当割合設定者に対して、遅滞なく届出をさせるようにするものとする。

(2) 都道府県知事は、年次漁獲割当量設定通知書、年次漁獲割当量移転認可通知書及び年次漁獲割当量移転認可（一部）通知書に記載された年次漁獲割当量設定者の住所、氏名又は名称に変更が生じた漁獲割当割合設定者に対して、遅滞なく届出をさせるようにするものとする。

(3) (1)及び(2)による届出は、別記様式第 25 号の漁獲割当割合及び年次漁獲割当量に関する住所、氏名又は名称の変更届出書により、行わせるようにするものとする。

(4) (1)及び(2)による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る情報を、遅滞なく 9 の漁獲割当管理原簿に反映するものとする。

第3 知事管理区分における漁獲量等の報告等の運用（法第26条及び第30条関係）

- 1 都道府県知事は、法第26条第1項及び第30条第1項の規定により当該知事管理区分における年次漁獲割当量設定者又は特定水産資源の採捕をした者に対して、漁獲量等の報告をさせるものとする。
- 2 都道府県知事が定める特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の例については、別記第3のとおりとする。
- 3 都道府県知事は、法第26条第1項及び第30条第1項の報告を受けたときは、速やかに法第26条第2項及び第30条第2項並びに施行規則第16条第4項（施行規則第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき資源管理基本方針で定められた事項を農林水産大臣に報告するものとする。
- 4 法第26条第1項及び第30条第1項の報告を始め法の規定に基づき漁業者が行う報告は、漁業協同組合等を代理人として報告をさせることも可能であるが、当該報告の義務はそれぞれの法の規定において定められた者に課されることから、都道府県知事は、これらの者に対して、法の報告の基礎となった記録の保存及び管理を行うよう求めるものとする。

第4 知事管理区分における助言、指導又は勧告の運用（法第32条関係）

法第32条第2項の規定に基づき都道府県知事がすることができる、知事管理区分又は1つの特定水産資源に係る全ての知事管理区分における助言、指導又は勧告については、当該都道府県における漁業の実態及び各知事管理区分における漁獲量等の報告の頻度を踏まえて、当該都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の超過が発生しないよう、適切な助言、指導又は勧告に関する運用指針を定め、運用するように努めるものとする。

第5 協定の認定、協定への参加のあっせん等（法第124条から第127条まで関係）

- 1 水産資源の保存及び管理における協定の位置付け
我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、漁業者同士の話し合いにより行われることから、実効性が高まるなどの効果が期待されるとともに、水産資源の分布状況及び回遊状況の変化に対応した操業秩序の形成にも資するものである。
このため、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するため、漁業者は、法第124条の規定に基づき、対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類、当該水産資源の保存及び管理の方法等を定めた協定（以下単に「協定」という。）を締結するとともに、都道府県知事は、当該協定が適当である旨の認定をすることができること（以下法第124条第1項の認定を受けた協定を「認定協定」という。）とされた。
また、当該協定が水産資源の保存及び管理に効果的であり、実効性のあるものにするため、当該協定に参加している者（以下単に「参加者」という。）は、資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うとともに、取組についての検証を行うものとされている。

2 協定の記載事項（法第 124 条第 2 項関係）

協定の記載事項は、法第 124 条第 2 項及び施行規則第 36 条の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 「協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類」（法第 124 条第 2 項第 1 号）

ア 同号の「水域」とは、協定の対象となる水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して定めることとする。

イ 同号の「水産資源の種類」とは、協定の対象となる水産資源について、資源評価が行われている場合にはその資源評価の単位とし、資源評価が行われていない場合には水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して定めることとする。複数の種類の水産資源が採捕される漁業の種類にあつては、当該漁業の種類において主に採捕されるものとする。この場合の主なものとは、当該漁業の種類において採捕することを目的としている水産資源、当該漁業の種類において採捕の太宗を占める水産資源等とする。

ウ 同号の「漁業の種類」とは、協定の対象となる水産資源を採捕する漁業の種類のことをいう。

(2) 「協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法」（法第 124 条第 2 項第 2 号）

同号の「水産資源の保存及び管理の方法」においては、協定が、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するものであり、当該協定を実効性あるものにするため、当該協定の目的、当該協定の対象となる水産資源に関する資源管理の目標、資源管理の目標の達成のための具体的な取組及び当該取組の履行確認に関する事項並びに当該取組の効果の検証及びその検証に必要な漁業関連情報の報告を内容とすることとする。

ア 「協定の目的」には、当該協定を締結する目的を記載することとする。

イ 「協定の対象となる水産資源に関する資源管理の目標」には、水産資源の保存及び管理を効果的に行うためには、資源評価や利用可能な最善の科学情報に基づき、資源管理の目標を設定することが適切であることから、資源評価が行われた水産資源については国が定める資源管理基本方針で定められた法第 11 条第 2 項第 2 号の「資源管理の目標」を、資源評価が行われていない水産資源については都道府県知事が定める都道府県資源管理方針で定められた「資源管理の方向性」に即したものとする。なお、必要に応じ、水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、追加的に目標を定めることは可能とする。

ウ 「資源管理の目標の達成のための具体的な取組」には、イで定める目標を達成するために行う資源管理の具体的な取組の内容と記載するものとする。なお、1 のとおり、協定は、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完するものであり、数量管理やそれを補完する取組の内容を記載することが望ましい。

エ 「取組の履行確認に関する事項」には、協定の内容は全て確実に履行するべきものであるとの前提の下、国又は都道府県に設置された資源管理協議会（地域に

設けられた資源管理協議会を含む。)を始めとする漁業や漁業経営に関する知見を有する者、水産資源に関する科学的知見を有する者等が参加した場(以下「資源管理協議会等」という。)を活用し、参加者以外の者の視点から、客観的に履行確認を行うことが望ましい。このため、参加者が当該協定の内容を履行したと客観的に確認を行う措置及びその確認方法を規定することとする。資源管理措置の履行確認については、別記第4を参考にされたい。

オ 「取組の効果の検証」とは、非漁獲割当管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理を補完する協定の性質に鑑み、公的規制に加えて、協定に基づく資源管理の取組についても検証を行うことを通じて、より適切な資源管理を実施するため、原則当該協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、検証を行うこととする。また、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に当該協定の対象としている水産資源に関する資源評価の結果、資源評価の目標、管理の手法、漁獲シナリオ等の大きな変更があった場合には、当該変更のあった年度末から1年以内に検証を行うこととする。

また、検証についても、履行確認と同様に、参加者以外の者の視点から、客観的に検証を行うことが望ましい。このため、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者(漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等)の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等において、検証を行うようにすることとする。

カ 「漁業関連情報の報告」とは、オの取組の効果の検証は、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価等に基づき行われるものであり、水産資源の漁獲量、漁獲努力量等の漁業関連情報は必須であることから、当該協定の対象となる水産資源に関して、法の規定に基づく漁業関連情報の報告を農林水産大臣又は都道府県知事にしていない参加者は、当該協定において漁業関連情報の報告を行うこととする。

(3) 「協定の有効期間」(法第124条第2項第3号)

同号の「協定の有効期間」は、原則5年とする。ただし、都道府県知事は、協定の対象となる水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認める協定については、その有効期間を5年以内かつ1年を下らない期間とすることができることとする。

(4) 「協定に違反した場合の措置」(法第124条第2項第4号)

同号の「協定に違反した場合の措置」とは、協定の内容に違反した参加者に対して当該違反の内容を参加者間で協議の上で講じるものであって、3(1)に定める協定が適当である旨の認定をする場合等の判断基準に合致するものとする。

(5) 「その他農林水産省令で定める事項」(法第124条第2項第5号)

(1)から(4)までの記載事項のほか、施行規則第36条第1号から第3号までに掲げる次のアからウまでの記載事項については、必要的記載事項とする。また、次のエに定める事項については、任意的記載事項とする。

ア 「協定成立後に協定に参加し、又は協定から脱退する者に関する事項」(施行規則第36条第1号)

イ 「協定を変更し、又は廃止する場合の手続」 (施行規則第 36 条第 2 号)

ウ 「法第 126 条第 1 項の規定によりあつせんをすべきことを求める場合の手続」
(

施行規則第 36 条第 3 号)

エ 協定の円滑な実施を図るための管理委員会、地区別委員会等 (以下「協定管理委員会等」という。) に関する事項

(6) その他

資源管理の協定の例については、特定水産資源に関するものにあつては別記第 5、(特定水産資源以外の水産資源(法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たつて必要な資源評価が行われたものに限る。)) にあつては別記第 6、(特定水産資源以外の水産資源(法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たつて必要な資源評価が行われていないものに限る。)) にあつては別記第 7 のとおりとする。

3 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止 (法第 124 条及び第 125 条関係)

(1) 協定が適当である旨の認定をする場合等の判断基準 (法第 125 条第 1 項関係)

法第 124 条第 1 項の規定に基づき漁業者が認定申請をした協定について都道府県知事が当該協定が適当である旨の認定をする場合、令第 10 条第 1 項の規定に基づき漁業者が認定協定の変更の認定申請をした協定について都道府県知事が当該変更の内容が適当である旨の認定をする場合及び同条第 4 項の規定に基づき都道府県知事が認定協定の認定を取り消す場合に該当するかの判断に当たつては、法第 125 条第 1 項 (令第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)、令第 10 条第 4 項、施行規則第 37 条及び水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準(令和 2 年 10 月 28 日付け 2 水管第 1443 号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。) 第 5 の定めによるほか、法第 125 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び施行規則第 37 条については次のアからオまでによるものとする。

ア 法第 125 条第 1 項第 2 号の「不当に差別的でないこと」とは、協定が当該協定に参加している特定の者に実質的に不利な内容である場合、協定が特定の者にとって実質的に不利な内容であるためにこれらの者が当該協定に参加できない場合等をいう。

イ 法第 125 条第 1 項第 3 号の「この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと」とは、法第 124 条第 2 項各号及び施行規則第 36 条各号に掲げる事項が記載されていることに加え、法、水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)、都道府県の漁業調整規則等の法律、政令、省令又は規則を問わず、関係する法令の全てに違反するものでないことをいう。

ウ 法第 125 条第 1 項第 4 号の「特定水産資源を対象とする協定にあつては、当該特定水産資源に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること」

とは、都道府県においては、知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものとして、当該協定の参加者自らが、当該協定の実施状況を定期的に評価・検証し、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標の達成に向けて改善していくこととともに、その結果を都道府県知事に報告する内容が含まれているものであることをいう。

また、「知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なもの」とは、例えば、公的規制よりも早い段階で発動する抑制是正措置等の漁獲量の積み上がりを抑制するもの、管理区分の細分化や季節ごとの管理等数量管理に直接的に効果的なもの、実質的に漁獲量の削減が見込まれる休漁等の間接的に漁獲量の超過抑制が見込まれるもの等がこれに該当する。

エ 法第 125 条第 1 項第 5 号の「水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置」とは、例えば、急激に漁獲が進んだ場合の数量管理の措置等の実質的に漁獲量の削減に資するもの、操業日数や操業回数が実質的に減る措置等の実質的に漁獲努力量の削減に資するもの、科学的に資源回復に寄与することが期待される措置等の資源回復に寄与するもの等がこれに該当する。

オ 施行規則第 37 条の「法第 124 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項の内容が、協定に参加している者に過重な負担を課するものでないこと」とは、協定に違反した場合の措置（法第 124 条第 2 項第 4 号）並びに協定成立後に協定に参加し、又は協定から脱退する者に関する事項、協定を変更し、又は廃止する場合の方法及び法第 126 条第 1 項の規定によりあっせんをすべきことを求める場合の方法及び法第 124 条第 2 項第 5 号及び施行規則第 36 条第 1 号から第 3 号まで）の内容が、協定の参加者に過重な負担を課すものでないことをいい、例えば協定に違反した場合の措置としての違約金が非常に高額であるなど協定を実施する段階で問題が生じるおそれがある措置を内容とする協定については、当該協定が適当である旨の認定をしないために定めたものである。

(2) 認定の可否に伴う法的効果

ア 都道府県知事が認定しなかった場合の当該協定の法的効果

法第 124 条第 1 項の認定は、既に漁業者間で締結されている協定を当該漁業者が都道府県知事に対して提出し、これに対して都道府県知事が当該協定が適当である旨の認定をするものであって、たとえ都道府県知事が認定しなかったとしても、当該協定自体が無効となる訳ではなく、当該協定を締結した漁業者間においては有効である。

イ 都道府県知事が認定した場合の当該協定の法的効果

法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）については、都道府県知事は、当該認定協定の参加者（法第 5 条第 1 項の規定により申請者により代表者が選定された場合又は同条第 2 項の規定により都道府県知事が代表者を指定した場合にあっては、当該代表者。以下同じ。）からの申請又は申出（法第 126 条第 1 項又は第 3 項）に応じて、

(ア) 同条第 2 項の規定に基づき、4(1)に即して、当該認定協定への参加を承諾しない者に対する当該承諾を得るために必要なあっせんを行うとともに、

(イ) 同条第4項の規定に基づき、4(2)に即して、当該認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。

他方、協定はあくまでも漁業者間で自主的に締結され、当該協定の内容は参加者で自主的に遵守するものであり、都道府県知事が協定を認定したからといって、当該協定の内容の遵守を都道府県知事が担保することまでは必要ない。

(3) 協定の認定、変更の認定及び取消し並びに協定の廃止に関する手続（法第124条第1項及び第125条第2項、令第10条及び施行規則第35条関係）

ア 協定の認定申請手続（法第124条第1項及び施行規則第35条第1項関係）

(ア) 都道府県知事は、法第124条第1項の規定により同項の認定を受けようとする漁業者に対して、別記様式第26号の協定認定申請書により、提出をさせるようにするものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の協定の認定の申請について、

① 当該協定が適当である旨の認定をしたときは、別記様式第27号の協定認定通知書により、

② 当該協定が適当である旨の認定をしなかったときは、別記様式第28号の協定不認定通知書により、

それぞれ、当該申請をした者に対して、当該申請の結果を通知する。

イ 認定協定の変更の認定申請手続（ウの軽微な変更を除く。）（令第10条第1項並びに施行規則第35条第3項及び第4項関係）

(ア) 都道府県知事は、令第10条第1項の規定により当該認定協定に定めた事項について変更（ウの軽微な変更を除く。）をした当該認定協定の参加者に対して、別記様式第29号の認定協定の変更の認定申請書により、提出をさせるようにするものとする。この場合において、施行規則第35条第3項において準用する同条第1項第3号の「その他参考となるべき事項」とは、令第10条第3項において準用する法第125条第1項各号及び施行規則第37条に定める認定協定の変更の内容が適当である旨の認定をする場合の認定基準を満たすことを示す事項その他都道府県知事が必要と認める事項とする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の認定協定の変更の認定の申請について、

① 当該変更の内容が適当である旨の認定をしたときは、別記様式第30号の認定協定の変更の認定通知書により、

② 当該変更の内容が適当である旨の認定をしなかったときは、別記様式第31号の認定協定の変更の不認定通知書により、

それぞれ、当該申請をした者に対して、当該申請の結果を通知する。

ウ 認定協定の軽微な変更の届出手続（令第10条第2項並びに施行規則第35条第5項及び第6項関係）

(ア) 都道府県知事は、令第10条第2項及び施行規則第35条第5項の規定により、認定協定に定めた事項について「協定に参加している者の変更」（同項第1号）又は「協定の実施に支障を及ぼさない体制の変更」（同項第2号）をした当該認定協定の参加者に対して、遅滞なく別記様式第32号の認定協定の軽微な変更の届出書により、届出をさせるようにするものとする。

(イ) 同項第1号の「協定に参加している者の変更」とは、当該認定協定の参加者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更、当該認定協定に新たに参加した者の追加及び当該認定協定から脱退した者の削除とする。

(ウ) 同項第2号の「協定の実施に支障を及ぼさない体制の変更」とは、例えば、当該認定協定の対象とする地域の名称等の変更、当該認定協定に参加している漁協等の名称の変更、当該認定協定に定められた協定管理委員会等の体制の変更、当該認定協定の取組内容の履行確認や検証を行う資源管理協議会の体制の変更等がこれに該当する。

エ 認定協定の認定取消手続（令第10条第4項関係）

(ア) 都道府県知事は、令第10条第4項の規定により、当該都道府県知事が認定した認定協定の内容（イ及びウの認定協定の変更の認定があったときは、当該変更後のもの）が法第125条第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合又は当該認定協定の参加者が令第10条第1項若しくは第2項の規定に違反した場合には、あらかじめ別記様式第33号の認定協定の認定取消しに関する聴聞通知書により当該認定協定の参加者に対して認定を取り消す理由を通知し、行政手続法の規定により聴聞を行う。

(イ) 都道府県知事は、当該聴聞の結果、

① 当該認定協定の認定を取り消したときは、遅滞なく別記様式第34号の認定協定の認定取消通知書により、

② 当該認定協定の認定を取消しを行わなかったときは、遅滞なく別記様式第35号の認定協定の認定取消しに関する聴聞の結果の通知書により、それぞれ、当該認定協定の参加者に対してその内容を通知する。

オ 認定協定の廃止の届出手続（令第10条第5項及び施行規則第35条第4項関係）

都道府県知事は、令第10条第5項及び施行規則第35条第4項の規定により、認定協定を廃止した当該認定協定の参加者に対して、遅滞なく別記様式第36号の認定協定の廃止の届出書により、届出をさせるようにするものとする。

4 協定への参加のあっせん等（法第126条関係）

(1) 協定への参加のあっせん

ア 協定への参加のあっせんに関する手続

(ア) 都道府県知事は、認定協定の対象となる水域において認定協定の対象となる種類の水産資源について認定協定の対象となる種類の漁業を営む者であって認定協定に参加していないものに対し認定協定を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときに、法第126条第1項の規定により同項の必要なあっせんを求めようとする当該認定協定の参加者に対して、別記様式第37号の認定協定への参加のあっせんに関する申請書により、提出をさせるようにするものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の認定協定への参加のあっせんに関する申請について、法第126条第2項の規定により、

① 認定協定に参加していない者の認定協定への参加が法第125条第1項の規

定に照らして相当であり、かつ、認定協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、別記様式第 38 号の認定協定への参加のあっせんをする旨の通知書により、

② ①に定める場合に当たらないと認めるときは、別記様式第 39 号の認定協定への参加のあっせんをしない旨の通知書により、

それぞれ、当該申請をした者に対して、当該申請の結果を通知する。この場合において、「認定協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるとき」（法第 126 条第 2 項）とは、例えば認定協定に参加していない者が当該認定協定の対象となる種類の水産資源の採捕をすることにより当該認定協定で定めた目標の達成を著しく妨害しているとき又はそのおそれがあるとき、認定協定で定めた取組内容の効果を著しく減衰させているとき又はそのおそれがあるとき等をいう。

(ウ) 都道府県知事は、(イ)①に定める場合にあつては、遅滞なく当該申請書に記載されていた当該認定協定に参加していない者に対して、別記様式第 40 号の認定協定への参加に向けた話合いへの出席依頼書を通知することとする。

イ 都道府県知事が行う協定への参加のあっせんの内容

法第 126 条第 2 項の都道府県知事が行う協定への参加の「あっせん」とは、当該認定協定の参加者と当該認定協定への参加を承諾しない者との話合いが円滑に行われるように交渉のためのテーブルを用意することをいい、強制力を伴うものではなく、あっせんの結果、当該参加を承諾しない者が参加しなかったとしても都道府県知事は、当該者を不利益に取り扱ってはならないことに留意されたい。

また、都道府県知事は、話合いの結果が 3(1)の協定が適当である旨の認定をする場合等の判断基準に該当しないものとならないように配慮すべきである一方、協定はあくまでも漁業者間で自主的に締結されることに鑑み、それ以上に当該認定協定の内容に積極的に関与することは適当ではない。

(2) 認定協定の目的を達成するために必要な措置

ア 認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する手続

(ア) 都道府県知事は、法第 126 条第 3 項の規定により同項の認定協定の目的を達成するために必要な措置を求めようとする認定協定の参加者に対して、同項及び施行規則第 39 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに定める基準(次の①から④までにそれぞれ掲げる内容)に該当するときは、別記様式第 41 号の認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する申出書により、提出をさせるようにするものとする。

① 認定協定の参加者の数が、当該認定協定に係る漁業を営む者の全ての数の 3 分の 2 を超えていること（法第 126 条第 3 項並びに施行規則第 39 条第 1 項及び第 2 項第 1 号）。この場合において、「全ての数」とは、当該認定協定の対象となる水域において当該認定協定の対象となる種類の水産資源について当該認定協定の対象となる種類の漁業を営む全ての者の数のことをいう。

② 認定協定の参加者による当該認定協定に係る水産資源の漁獲量又は漁獲

努力量が、当該認定協定に係る漁業を営む者の全ての当該認定協定に係る漁獲量又は漁獲努力量の3分の2を超えていること（施行規則第39条第2項第2号）。この場合において、「全ての当該認定協定に係る漁獲量又は漁獲努力量」とは、当該認定協定の対象となる水域において当該認定協定の対象となる種類の水産資源について当該認定協定の対象となる種類の漁業を営む全ての者により採捕された当該水産資源の漁獲量又は当該水産資源を採捕するために行われた漁ろうの作業量のことをいう。

- ③ 認定協定が相当期間継続していること（施行規則第39条第2項第3号）。この場合において、同号の「相当期間」とは、5年程度をいう。
- ④ 認定協定に参加者が認定協定の目的を達成するために自主的な努力を十分行っていること（施行規則第39条第2項第4号）。この場合において、同号の「自主的な努力」とは、例えば当該認定協定に参加していない者に対して資源管理の取組や認定協定への参加の重要性について複数回にわたって説明を行い、認定協定への参加を募る努力をしている場合をいう。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の認定協定の目的を達成するために必要な措置に関する申出について、法第126条第4項の規定により、

- ① 資源管理のために必要があると認めるときは、別記様式第42号の認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずる旨の通知書により、
- ② ①に定める場合に当たらないと認めるときは、別記様式第43号の認定協定の目的を達成するために必要な措置を講じない旨の通知書により、それぞれ、当該申出をした者に対して、当該申出の結果を通知する。この場合において、「資源管理のために必要があると認めるとき」（法第126条第4項）とは、例えば、当該認定協定の対象となる種類の水産資源について資源管理の目標の達成及びそのための具体的な取組に不可欠である場合をいう。

イ 都道府県知事が行う認定協定の目的を達成するために必要な措置の内容

法第126条第4項の都道府県知事が行う認定協定の目的を達成するための「必要な措置」とは、知事許可漁業における許可等の条件（法第58条において準用する法第44条第1項又は第2項）、漁業権の条件若しくは取消し等（法第86条第1項又は第93条第1項）又は漁業調整に関する命令（法第119条第1項又は第2項）の規定に基づく措置であって、当該認定協定の目的を達成するために必要なものをいう。

また、都道府県知事は、これらの規定に基づく措置を行うに当たっては、当該規定に定められた聴聞（法第58条において準用する法第44条第3項）、関係する海区漁業調整委員会の意見聴取（法第86条第2項、第93条第3項において準用する法第89条第3項又は第119条第8項）又は農林水産大臣の認可（法第119条第7項）の手続を行う必要があることに留意されたい。

なお、これらの規定に基づく措置は、認定協定の参加者からの申出がない場合であっても、都道府県知事は、それぞれの規定に定める公益上必要性があると認めるときは、当該規定に基づく措置を行うことは妨げられない。

5 認定協定の実施状況の報告（法第127条関係）

- (1) 都道府県知事は、法第 127 条及び処理基準第 6 の規定により認定協定の参加者に対して、当該認定協定の実施状況の報告を求めるものとする。この場合において、当該報告の依頼は、別記様式第 44 号の認定協定の実施状況の報告依頼書により行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の依頼に対する報告について当該認定協定の参加者に対して、別記様式第 45 号の認定協定の実施状況の報告書により行うよう求めることとする。なお、当該報告書からは当該認定協定の実施状況が十分に把握できない場合においては、当該認定協定の参加者から、追加の報告を求めることとする。

6 認定協定等の公表

協定は、法に基づき都道府県知事が認定するものであること、我が国水産業を成長産業化させるために適切な資源管理の取組を我が国全体へと波及させることが望ましいこと、一般の消費者が適切に管理された水産物を選択的に利用できるように情報提供することなどの観点から、認定協定は、定期的な検証の結果とともに適切な方法で公表することとする。

第 6 添付書類の省略（施行規則第 63 条関係）

- 1 都道府県知事は、施行規則第 63 条第 1 項の規定により法の規定により同時に 2 以上の申請書その他の書類を提出させる場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1 の申請書その他の書類にこれを添付させ、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、1 の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略させることができる。
- 2 都道府県知事は、1 に規定する場合のほか、特に必要がないと認めるときは、法又はこれに基づく命令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第 7 その他

知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱いの細部事項については、資源管理部長から別途通知させることとする。

附 則（令和 2 年 1 0 月 3 0 付け 2 水管第 1 4 9 2 号水産庁長官通知）
（施行期日）

- 1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用についての廃止）
- 2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について（平成 8 年 7 月 20 日付け 8 水漁第 2292 号水産庁長官通知）は、廃止する。
（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について等の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の運用について第 1 から第 5 まで及び第 7 の規定は、改正法附則第 28 条の規定により改正法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）の

規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

附 則（令和4年4月1日付け3水管第3404号水産庁長官通知）
（施行期日）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕ってしようすることができる。

附 則（令和5年●月●日付け●水管第●●●●号水産庁長官通知）
（施行期日）

この通知は、令和5年●月●日から施行する。

(別記第1)

〇都道府県資源管理方針の例

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第3条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定の例により、〇〇県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定の例により公表する。

令和2年 月 日

〇〇県知事 〇〇 〇〇

〇〇県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、令和〇年の生産量で〇万トン、生産額は〇〇億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約〇千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他

＜法及び資源管理基本方針に即して、都道府県知事が資源管理に関して独自に規定する事項がある場合には、当該事項を記載＞

第7 ○○県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 ○○」から「別紙1-● ●●」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ○○」から「別紙2-● ●●」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 ○○」から「別紙3-● ●●」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1)

第1 特定水産資源

○○○○

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 ○○○県○○漁業<漁獲割当管理区分のパターン>

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、○○○○の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

●●漁業(○○県漁業調整規則(○○年○○県規則第○○号。以下「調整規則」という。)第4条第1項第○号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

○○月○○日から翌年○○月○○日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当てを設定する日

令和○年(20XX年)○月○日

② 漁獲割当割合の有効期間

5年(令和○年(20XX年)4月1日以降に設定される漁獲割当割合にあっては、令和○+5年(20XX+5年)3月31日までの期間とする。)

③ 漁獲割当割合の設定基準

当該知事管理区分に配分された漁獲可能量のうち、8割を直近5年間の漁獲実績に応じて按分し、残りの2割を当該特定水産資源の漁獲割当割合の設定を求める者(④の漁獲割当割合設定者の資格を有する者であって、法第18条第1項各号に掲げる者に該当しないものに限る。)の数により除した数を配分する。

④ 漁獲割当割合設定者の資格

法第57条第1項の規定に基づき、●●漁業の許可(及び起業の認可)を有する者に限る。

⑤ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日(養殖用種苗の場合にあっては、いけす(移送用の仮いけすを含む。)に入れた日。以下同じ。)から3日以内

⑥ 年次漁獲割当量の控除の係数

○(例:1.5以下)

⑦ 漁獲割当割合の削減の基準

○○

2 ○○○県○○漁業<漁獲量の総量の管理のパターン>

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、○○○○の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

◇◇漁業(○○広域漁業調整委員会指示第○○号1(2)に掲げる漁業をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

- 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
- 陸揚げした日から 3 日以内
- 3 ○○県○○漁業<漁獲努力量管理のパターン>
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
- ② の対象とする漁業が、○○○○の採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
- 漁業（調整規則第 11 条第 1 項第○号における漁業をいう。以下同じ。）
- ③ 漁獲可能期間
- 周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲努力量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- ① 漁獲努力量の指標
- (1)②の漁業の種類の種類が操業する日数の合計（以下「隻日数」という。）とする。
- ② 当該知事管理区分に係る漁獲可能量から漁獲努力可能量を算出するために用いる係数
- 漁獲可能量に対し、○（例：0.1）を乗じて得られる値を隻日数の上限とする。ただし、当該値の小数点以下は切り捨てることとする。
- ③ 漁獲量等に係る報告の期限
- ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
- 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- イ 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
- 陸揚げした日から 3 日以内
- 4 ○○県○○漁業<現行水準のパターン>
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
- ② の対象とする漁業が、○○○○の採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
- △△漁業（調整規則第 11 条第 1 項第△号における漁業をいう。）
- ③ 漁獲可能期間
- 周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
- 陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
- 陸揚げした日から 3 日以内
- 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
- 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割を令和○年（20XX 年）から令和○年（20XX 年）までの漁獲実績に応じてそれ

ぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況〈法第124条第1項の協定の実施状況〉等を踏まえ、〇〇〇海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

△△漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、〇〇隻日とする。〈現行水準管理区分を定めた場合に記載。その他の資源管理基本方針に即した範囲において都道府県知事が本項に関して必要と思料する事項がある場合には、当該事項を記載〉

第5 その他資源管理に関する重要事項

〈資源管理基本方針に即した範囲において都道府県知事が資源管理に関して重要と思料する事項がある場合には、当該事項を記載。〉

(別紙1) <「現行水準県」のパターン>

第1 特定水産資源

○○○○

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 ○○県○○漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、○○○○の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

●●漁業、□□漁業、○○漁業及び△△漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

2 ○○県○○漁業

(1)・(2) (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を○○○○区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

●●漁業、□□漁業、○○漁業及び△△漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
●●漁業	●●隻日
□□漁業	□□隻日
○○漁業	○○隻日
△△漁業	△△隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項

(略)

(別紙1) <「ステップアップ管理対象資源」(ステップ1及びステップ2)のパターン>

第1 特定水産資源

〇〇〇〇

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 〇〇県〇〇漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、〇〇〇〇の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

〇〇県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が〇〇〇〇を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

2 △△県△△漁業

(1)・(2) (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を〇〇〇〇区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

<資源管理基本方針に即した範囲において都道府県知事が本項に関して必要と思料する事項がある場合には、当該事項を記載>

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。<その他資源管理基本方針に即した範囲において都道府県知事が資源管理に関して重要と思料する事項がある場合には、当該事項を記載>

(別紙 2)

第 1 水産資源

〇〇〇

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

〇〇を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3)

第 1 水産資源

〇〇〇

第 2 資源管理の方向性

今後 5 年間で単位漁獲努力量当たり漁獲量を 10 年前の水準に戻す。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

〇〇を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別記第5)

○資源管理協定の例(特定水産資源)

●●県(又は●●県●●地区)における<特定水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

協定締結日 令和○年○月○日
協定認定日 令和●年●月●日
(協定変更認定日 令和○年○月○日)

(目的)

第1条 本協定は、<特定水産資源>の管理に関して●●●管理区分の漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)を超えないように漁獲可能量(又は漁獲量の総量若しくは漁獲努力量の総量)の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<特定水産資源>に関して自主的な資源管理の目標と定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<特定水産資源>の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 <特定水産資源> 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙第2-●に定める<特定水産資源>をいう。
- 二 ●●●漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第●号に掲げる●●●漁業をいう。
- 三 操業 <特定水産資源>の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。
- 四 をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

- 第3条 本協定の対象となる水域は、●●●とする。
- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、<特定水産資源>とする。
 - 3 本協定の対象となる漁業の種類は、●●●漁業とする。

(資源管理の目標)

- 第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第2-●に定める目標とする。
- 2 前項の目標を踏まえ、本協定では、本協定の有効期間が終了する時点において、<特定水産資源>に関する前条第1項の水域における○○漁業の年間平均C P U E(単位努力量当たり漁獲量をいう。)が○年前の水準以上となることを目指すものとする。<任意>

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 《A. 早期是正措置を定める場合の記載例》
- 一 <知事管理区分>に配分された知事管理漁獲可能量の8割に到達した後においては、1回の陸揚げが○トンを超えた場合は、翌日の操業を取り止めるものとする。
 - 二 <知事管理区分>に配分された数量の9割に達した後、1回の陸揚げが○トンを超えた翌日及び翌々日の操業を取り止めるものとする。
 - 三 <知事管理区分>に配分された知事管理漁獲可能量の9割5分に到達した後においては、<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるとともに、第3条第1項の水域以外の場所に操業する水域を移動するものとし、協定管理委員会でその実施状況を確認するものとする。
 - 四 <知事管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌

日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。
《B. 漁獲量そのものを管理する場合の記載例1》

一 <知事管理区分>に配分された数量を1月1日から3月末日まで、4月1日から6月末日まで、7月1日から8月末日まで及び9月1日から12月末日までに、それぞれ均等配分する。

二 <知事管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

三 一で定めた期間において配分された数量について未消化分がある場合には、次の期間に繰り越すものとする。

《C. 漁獲量そのものを管理する場合の記載例2》

一 <知事管理区分>に配分された漁獲量の総量を<知事管理区分>に所属する漁業者全てに頭数により均等配分又は実績配分し、参加者は、その均等配分された数量を遵守することとする。

二 <知事管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《D. 漁獲量そのものを管理する場合の記載例3》

一 <知事管理区分>に配分された数量を次のアからウまでに掲げる地区（又はグループ）に均等配分又は実績配分し、当該地区（又はグループ）に所属する参加者はそれぞれの所属する地区（又はグループ）に配分された数量を遵守するものとする。

ア △△地区（又はAグループ）

イ □□地区（又はBグループ）

ウ ▽▽地区（又はCグループ）

二 <知事管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《E. 漁獲量の超過抑制が見込まれるものを定める場合の記載例1》

一 <特定水産資源>を対象とする操業について、1年間の操業日数を過去5年間（○年から△年まで）の年平均操業日数から5%以上削減するものとする。

二 <知事管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

《F. 漁獲量の超過抑制が見込まれるものを定める場合の記載例2》

一 <特定水産資源>の採捕をすることが可能な期間のうち5%以上の日数を休漁日とするものとする。

二 <知事管理区分>に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から終了日まで<特定水産資源>を対象とする操業を取り止めるものとする。

（取組の履行確認に関する事項）

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、●●県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条第●号の取組については<客観的に履行確認可能な証拠>を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第7条 全ての参加者は、法第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第8条 第5条の具体的な取組の<特定水産資源>の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、＜特定水産資源＞の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び●●県資源管理方針において当該＜特定水産資源＞又は＜知事管理区分＞に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、●●県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会（又は全参加者の代理権を有する者）は当該参加者の違反を●●県に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び●●県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度（及びその翌年度）とする。
 - 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
 - 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第10条 第13条第1項の協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
 - 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

- 第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和○年●月●日から令和○年●月●日まで）とする。

(議決権及び決議)

- 第12条 本協定の参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。
- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
 - 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
 - 一 第9条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の3分の2
 - 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2
 - 三 本協定の廃止 議決権の5分の4
 - 四 ●●県知事に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決権

(協定管理委員会の設置) <任意>

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会(以下「協定管理委員会」という。)を設置する。

- 2 協定管理委員会の委員(以下「協定管理委員」という。)は○人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。協定管理委員の選出に当たっては、次の各号に掲げる者を含めるものとする。
 - 一 (協定の参加者を地区別に分けた場合にあっては、)地区別の参加者の代表者
 - 二 本協定の対象となる水域及び水産資源の種類に関する学識経験者
- 3 協定管理委員会の事務局は、○○に設置するものとする。

(協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)の機能及び経費の負担)

第14条 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
- 二 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務
- 三 その他本協定の手続において協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)
- 2 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員(又は全ての参加者の代理権を有する者)のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項については、参加者間(又は協定管理委員会)で協議し、決定するものとする。

(2 本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。))は、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。)

附 則

本協定は、令和○年●月●日から施行する。

(本協定の参加者)

●● ●●
●● ●●
●● ●●

(以上)

(別記第6)

○資源管理協定の例(特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われたものに限る。))

●●県(又は●●県●●地区)における<水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

協定締結日 令和○年○月○日
協定認定日 令和●年●月●日
(協定変更認定日 令和○年○月○日)

(目的)

第1条 本協定は、<水産資源>の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<水産資源>に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<水産資源>の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 <水産資源> 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙第2一●に定める<水産資源>をいう。
- 二 ●●●漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第●号に掲げる●●●漁業をいう。
- 三 操業 <水産資源>の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。
- 四をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

- 第3条 本協定の対象となる水域は、●●●とする。
- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、<水産資源>とする。
 - 3 本協定の対象となる漁業の種類は、●●●漁業とする。

(資源管理の目標)

- 第4条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第3一●に定める目標とする。
- 2 前項の目標を踏まえ、本協定では、本協定の有効期間が終了する時点において、<水産資源>に関する前条第1項の水域における○○漁業の年間平均C P U E(単位努力量当たり漁獲量をいう。)が○年前の水準以上となることを目指すものとする。<任意>

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

- 第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
- 《A. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例1:数量管理》
- 《Aの1 資源状況が良好で、現状維持をする場合》
- 一 過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲量を上限とする。
 - 二 前号の上限に達した場合には、それ以降の<水産資源>の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。
- 《Aの2 資源回復が必要な場合》
- 一 過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲量の○割を上限とする。
 - 二 前号の上限に達した場合には、それ以降の<水産資源>の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。
- 《B. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例2:バググリミット》
- 一 1日当たりの採捕量の上限を1隻(又は1ケ統)当たり○kgとする。
 - 二 操業可能な期間は、○月から△月までの□か月間とする。
- 《C. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例3:I Q的管理》
- 一 ●●●県○○地区における○○漁業による過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲

量の総量を〇〇地区における〇〇漁業に係る漁業者全てに均等配分又は実績配分し、本協定の参加者は当該均等配分された数量を遵守するものとする。

二 前号の上限に達した場合には、それ以降の〈水産資源〉の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。

《D. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例4：グループ管理》

●●県〇〇地区における〇〇漁業による過去5年間の〈水産資源〉の年平均漁獲量の総量を次のアからウまでに掲げる地区（又はグループ）に均等配分又は実績配分し、当該地区（又はグループ）に所属する参加者はそれぞれの所属する地区（又はグループ）に配分された数量を遵守するものとする。

ア △△地区（又はAグループ）

イ □□地区（又はBグループ）

ウ ▽▽地区（又はCグループ）

《E. 実質的に漁獲努力量の削減に資するものを定める場合の記載例1：操業日数削減》

〈水産資源〉を対象とする操業について、1年間の操業日数を過去5年間（〇年から△年まで）の年平均操業日数から5%以上削減するものとする。

《F. 実質的に漁獲努力量の削減に資するものを定める場合の記載例2：休漁設定》

〈水産資源〉の採捕をすることが可能な期間のうち5%以上の日数を休漁日とするものとする。

《G. 資源回復に寄与するものを定める場合の記載例》

《Gの1 若齢魚の保護が資源回復に寄与すると判明している場合》

〈水産資源〉の採捕可能な最小体長を〈公的規制〉の●センチメートルから5センチメートル引き上げ、〇センチメートルとする。

《Gの2 産卵魚の保護が資源回復に寄与すると判明している場合》

〈水産資源〉の産卵期である〇月の採捕を禁止する。

（取組の履行確認に関する事項）

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、●●県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条第●号の取組については〈客観的に履行確認可能な証拠〉を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第7条 全ての参加者は、法第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第8条 第5条の具体的な取組の〈水産資源〉の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、〈水産資源〉の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び●●県資源管理方針において当該〈水産資源〉に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、●●県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対す

る違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会（又は全参加者の代理権を有する者）は当該参加者の違反を●●県に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び●●県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度（及びその翌年度）とする。
- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 第13条第1項の協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和○年●月●日から令和○年●月●日まで）とする。

（議決権及び決議）

第12条 本協定の参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
 - 一 第9条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の3分の2
 - 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2
 - 三 本協定の廃止 議決権の5分の4
 - 四 ●●県知事に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決権

（協定管理委員会の設置）＜任意＞

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）を設置する。

- 2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は○人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。協定管理委員の選出に当たっては、次の各号に掲げる者を含めるものとする。
 - 一 （協定の参加者を地区別に分けた場合にあっては、）地区別の参加者の代表者
 - 二 本協定の対象となる水域及び水産資源の種類に関する学識経験者
- 3 協定管理委員会の事務局は、○○に設置するものとする。

(協定管理委員会 (又は全ての参加者の代理権を有する者) の機能及び経費の負担)
第 14 条 協定管理委員会 (又は全ての参加者の代理権を有する者) は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令 (昭和 25 年政令第 30 号) の規定に基づく報告、申請及び届出 (本協定の手続を経たものに限る。) に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定管理委員会 (又は全ての参加者の代理権を有する者) に委任することが決議された事務 (訴訟及び不服申立てを除く。)
- 2 協定管理委員会 (又は全ての参加者の代理権を有する者) は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員 (又は全ての参加者の代理権を有する者) のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定管理委員会 (又は全ての参加者の代理権を有する者) は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)

第 15 条 本協定に定めのない事項については、参加者間 (又は協定管理委員会) で協議し、決定するものとする。

(2 本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等に関する一切の紛争 (裁判所の調停手続を含む。)) は、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。)

附 則

本協定は、令和○年●月●日から施行する。

(本協定の参加者)

●● ●●
●● ●●
●● ●●

(以上)

(別記第7)

○資源管理協定の例(特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものに限る。))

●●県(又は●●県●●地区)における<水産資源>に関する○○漁業の資源管理協定

協定締結日 令和○年○月○日
協定認定日 令和●年●月●日
(協定変更認定日 令和○年○月○日)

(目的)

第1条 本協定は、<水産資源>の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該<水産資源>に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって<水産資源>の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 <水産資源> ●●県資源管理方針別紙第3-●に定める<水産資源>をいう。
- 二 ●●●漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第●号に掲げる●●●漁業をいう。
- 三 操業 <水産資源>の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。
- 四 ・・・・をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

- 第3条 本協定の対象となる水域は、●●●とする。
- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、<水産資源>とする。
 - 3 本協定の対象となる漁業の種類は、●●●漁業とする。

(資源管理の目標)

- 第4条 本協定における資源管理の目標は、●●県資源管理方針別紙第3-●に定める資源管理の方向性とする。
- 2 前項の方向性を踏まえ、本協定では、本協定の有効期間が終了する時点において、<水産資源>に関する前条第1項の水域における○○漁業の年間平均CPU E(単位努力量当たり漁獲量をいう。)が○年前の水準以上となることを目指すものとする。<任意>

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

- 第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
- 《A. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例1:数量管理》
 - 《Aの1 資源状況が良好で、現状維持をする場合》
 - 一 過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲量を上限とする。
 - 二 前号の上限に達した場合には、それ以降の<水産資源>の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。
 - 《Aの2 資源回復が必要な場合》
 - 一 過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲量の○割を上限とする。
 - 二 前号の上限に達した場合には、それ以降の<水産資源>の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。
 - 《B. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例2:バググリミット》
 - 一 1日当たりの採捕量の上限を1隻(又は1ケ統)当たり○kgとする。
 - 二 操業可能な期間は、○月から△月までの□か月間とする。
 - 《C. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例3:IQ的管理》
 - 一 ●●県○○地区における○○漁業による過去5年間の<水産資源>の年平均漁獲

量の総量を〇〇地区における〇〇漁業に係る漁業者全てに均等配分又は実績配分し、本協定の参加者は当該均等配分された数量を遵守するものとする。

二 前号の上限に達した場合には、それ以降の〈水産資源〉の目的とする採捕は禁止し、混獲があった場合には生存放流に努めるものとする。

《D. 実質的に漁獲量の削減に資するものを定める場合の記載例4：グループ管理》

●●県〇〇地区における〇〇漁業による過去5年間の〈水産資源〉の年平均漁獲量の総量を次のアからウまでに掲げる地区（又はグループ）に均等配分又は実績配分し、当該地区（又はグループ）に所属する参加者はそれぞれの所属する地区（又はグループ）に配分された数量を遵守するものとする。

ア △△地区（又はAグループ）

イ □□地区（又はBグループ）

ウ ▽▽地区（又はCグループ）

《E. 実質的に漁獲努力量の削減に資するものを定める場合の記載例1：操業日数削減》

〈水産資源〉を対象とする操業について、1年間の操業日数を過去5年間（〇年から△年まで）の年平均操業日数から5%以上削減するものとする。

《F. 実質的に漁獲努力量の削減に資するものを定める場合の記載例2：休漁設定》

〈水産資源〉の採捕をすることが可能な期間のうち5%以上の日数を休漁日とするものとする。

《G. 資源回復に寄与するものを定める場合の記載例》

《Gの1 若齢魚の保護が資源回復に寄与すると判明している場合》

〈水産資源〉の採捕可能な最小体長を〈公的規制〉の●センチメートルから5センチメートル引き上げ、〇センチメートルとする。

《Gの2 産卵魚の保護が資源回復に寄与すると判明している場合》

〈水産資源〉の産卵期である〇月の採捕を禁止する。

（取組の履行確認に関する事項）

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、●●県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条第●号の取組については〈客観的に履行確認可能な証拠〉を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第7条 全ての参加者は、法第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第8条 第5条の具体的な取組の〈水産資源〉の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、〈水産資源〉の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び●●県資源管理方針において当該〈水産資源〉に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、●●県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の

履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会（又は全参加者の代理権を有する者）は当該参加者の違反を●●県に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び●●県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度（及びその翌年度）とする。
- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 第13条第1項の協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会（又は全参加者若しくは全参加者の代理権を有する者）が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和○年●月●日から令和○年●月●日まで）とする。

（議決権及び決議）

第12条 本協定の参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
 - 一 第9条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の3分の2
 - 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2
 - 三 本協定の廃止 議決権の5分の4
 - 四 ●●県知事に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決権

（協定管理委員会の設置）＜任意＞

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）を設置する。

- 2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は○人以内とし、別に定める協定管理委員会規約に基づき協定管理委員を選出する。協定管理委員の選出に当たっては、次の各号に掲げる者を含めるものとする。
 - 一 （協定の参加者を地区別に分けた場合にあっては、）地区別の参加者の代表者
 - 二 本協定の対象となる水域及び水産資源の種類に関する学識経験者

3 協定管理委員会の事務局は、〇〇に設置するものとする。

(協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)の機能及び経費の負担)

第14条 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)
- 2 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員(又は全ての参加者の代理権を有する者)のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定管理委員会(又は全ての参加者の代理権を有する者)は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項については、参加者間(又は協定管理委員会)で協議し、決定するものとする。

(2 本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)は、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。)

附 則

本協定は、令和〇年●月●日から施行する。

(本協定の参加者)

●● ●●
●● ●●
●● ●●

(以上)